

 ipet

2019

DISCLOSURE

アイペット損害保険の現状



経営理念

ペットとの共生環境の向上と
ペット産業の健全な発展を促し、
潤いのある豊かな社会を創る。

経営ビジョン

より安心なペットとの生活を共に創る。

行動規範

1. 保険会社としての安心を提供し、
全てのペットオーナーから
最も信頼される存在を目指す。
2. お客様の期待を上回り、感動を提供する。
3. 常に新しいことへ挑戦し、中長期的な
企業価値の向上に取り組む。

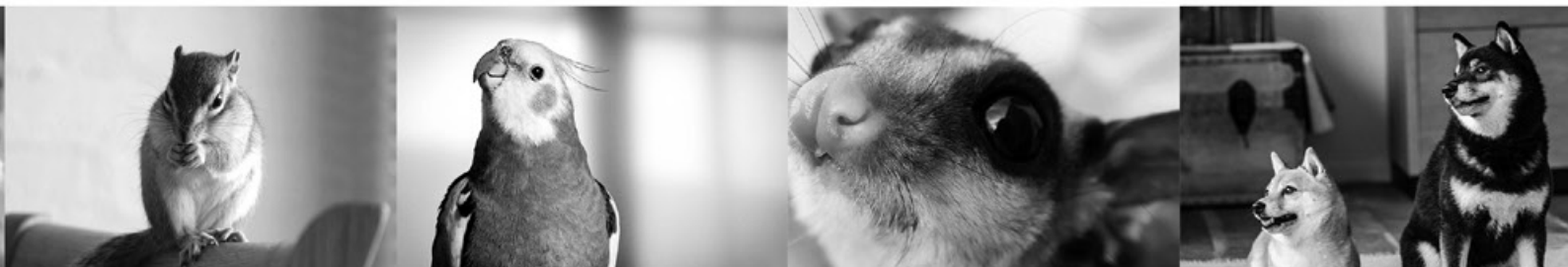




2019 DISCLOSURE

CONTENTS

TOP MESSAGE	3		
01 アイペット損害保険とは		04 資料編	
お客さま本位の業務運営方針	5	(1)会社データ	
沿革	6	組織	35
ペット保険市場について	7	株式・株主の状況等	36
2018年度の現況	9	役員等の状況	38
代表的な経営指標	10	会計監査人の状況	40
		従業員の状況	40
02 アイペット損害保険の取組み		(2)業績データ	
トピックス	12	保険会社の主要な業務に関する事項	
当社の商品・サービス	14	直近の事業年度における事業概況	41
保険募集	16	主要な経営指標等の推移	44
保険金のお支払い	17	主要な業務の状況を示す指標等	44
お客さまサポート体制	19	責任準備金の残高内訳	54
「お客さまの声」を経営に活かす取組み	20	期首時点支払備金(見積額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	54
地域・社会に対する取組み	22	事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	54
お客さまから寄せられた感謝のお言葉	23		
お客さま向けサービス	25	直近の2事業年度における財産の状況	
03 経営管理体制		財務諸表	55
コーポレートガバナンス体制	27	リスク管理債権	65
内部統制システムに関する基本方針	28	債務者区分に基づいて区分された債権	65
社内・社外の監査・検査態勢	29	保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)	66
リスク管理体制について	29	時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)	67
コンプライアンスの推進	31	その他	67
個人情報の保護	32	損害保険をより深く理解していただくために	68
反社会的勢力等への対応に関する基本方針	34	損害保険用語の解説	69
利益相反管理基本方針	34	店舗所在地一覧	70
健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての 合理性および妥当性	34		



TOP MESSAGE

平素より、アイペット損害保険株式会社をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を経営理念とし、2004年からペット保険を提供しております。創業以来、当社はペット保険会社として、ペットの病気やケガに対するお客さまの診療費を補償することで、ペットとの生活に安心を提供できるよう、着実に業務を行ってまいりました。これまで、ご契約者さま、代理店さま、動物病院さま、株主さま、役職員など、多くのステークホルダーの皆さまに支えていただき、2018年4月25日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場（業種別分類：保険業、証券コード：7323）し、2019年5月11日には設立15周年を迎えることができました。当社の保有契約件数は42万件超（2019年3月末現在）、アイペット対応動物病院は4,701施設（2019年4月1日現在）となっております。皆さま方のご支援に、心から感謝申し上げます。

今後のさらなる成長に向け、当社は、2018年7月に中期経営計画を発表いたしました。この中では、保険事業のさらなる強化、持株会社への移行とペットに関わる社会的課題の解決、デジタルイノベーションを根拠にした発展を中長期的な経営方針として定めております。これに基づき、ペット保険事業においては、お客さまにしっかりと向きあい、お客さま本位の業務運営を徹底するとともに、依然として成長余地が大きいといわれるペット保険市場において、お客さまのお役に立てるよう、サービス向上に努めてまいります。また、ペット産業は拡大傾向にあるといわれておりますが、ペット産業においては、これまでに当社が取り組んできたペットの診療費に対するペットオーナーの経済的負担に関する課題以外にも、殺処分やペットおよびペットオーナーの高齢化などの課題も存在します。そのような中で、当社が経営理念を体現し、ペット産業の一翼を担う企業としての存在意義を高めていくためにも、保険会社としての基礎を更に強固にして成長していくとともに、持株会社化を行い、事業領域を拡大していくことが必要と考えております。加えて、お客さまにより良いサービスを提供し、収益力を強化するためにも、デジタルイノベーションを進めていく所存です。

当社では、経営理念および「より安心なペットとの生活を共に創る。」という経営ビジョンを実現していくため、今後もお客さまに信頼していただける保険会社であり続けるよう、また、ペットオーナーの皆さまに価値のある商品、サービスを提供していくことができるよう、役職員一同、さらに気を引き締めて努力してまいりたいと存じます。

引き続き、一層のご愛顧とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2019年7月

アイペット損害保険株式会社
代表取締役 社長執行役員 山村 鉄平



アイペット損害保険株式会社



01 | アイペット損害保険とは

お客さま本位の業務運営方針

当社は、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を経営理念とし、2004年よりペット保険事業を行ってまいりました。2016年12月には「お客さま主義」に重きを置いた共通の価値観として、「行動指針」、「行動規範」および「倫理規範」を制定し、役職員が一丸となって、お客さまに最良の商品・サービスを提供するよう努めております。

当社としては、今後もより一層「お客さま主義」の取組みを強化・徹底するため、「お客さま本位の業務運営方針」（以下、「本方針」という）のもとで着実に業務運営を行うとともに、本方針に基づく取組状況を定期的に確認し、その結果について、公表します。また、社会情勢や経営環境の変化等を踏まえ、定期的に本方針の見直しを行います。

なお、上述の考えに基づき、2018年9月に見直しを実施しております。

「お客さまの声」を経営に活かす取組み

当社は、お客さまから寄せられる様々な声を、前向きかつ積極的に受け止めるとともに、迅速かつ確に行動し、お客さまサービスの向上を図るとともに、日々の業務や会社の経営の改善につなげます。

- ・「お客さまの声」を経営に活かすための社内態勢を整備しております。お客さまからいただいた声は、担当部門にて分析を行い、業務の改善・品質の向上を図っております。
- ・「お客さまの声」に基づく主な取組み事例については、お客さま・お取引先・役職員に発信してまいります。
- ・お客さまからのご意見・ご要望をお伺いする「お客さまアンケート」を実施し、いただいた声を経営の改善に活用するとともに、当社ホームページ上に掲載しております。

最良な商品・サービスの提供

当社は、お客さまからの満足と信頼が得られるよう、お客さまのニーズに応える質の高い商品およびお客さまの視点に立ったサービスを提供してまいります。

- ・お客さまのニーズを的確に把握し、お客さまに満足いただける商品・サービスの開発を行っております。
- ・新商品発売後には、お客さまの声に基づき、定期的に商品の適切性を検証しております。
- ・インターネット経由でのお申込みの受付、お客さま専用の「マイページ」等のお客さまサービス開発に力を入れております。また、ペーパーレスでご契約のお申込みの受付ができるタブレット端末の導入を推進しております。
- ・上記サービス以外にも、ご契約者さま・被保険者さま向けの優待サービス「クラブアイペット」や、ペットの飼い方に関する情報提供サイト「獣医さんからのお知らせ」「ワンペディア」「にゃんペディア」の提供、お客さまを悲しいお気持ちにさせないよう、ペットの傷病を減らしていく「うちの子HAPPY PROJECT」を通じて、「ペットとの共生環境の向上」に取り組んでおります。

わかりやすい情報の提供

当社は、お客さまに保険商品内容を十分ご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めてまいります。

- ・文字の大きさや色使いなどを工夫し、お客さまにとって見やすくわかりやすい「商品パンフレット」「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等を作成しております。
- ・当社が定める勧誘方針等に従い、お客さまのご意向と実情に沿った商品を選択いただけるよう、適切な保険募集を行っております。
- ・お客さまに最適な保険商品のご提案やサービスが提供できるよう、販売代理店をはじめ、当社役職員への教育を徹底しております。

適正かつ迅速な保険金のお支払い

当社は、お客さまが適切な保険金をお受取りできるよう、保険金のお支払いを適正かつ迅速に行う態勢を整備し、お客さまの視点に立った保険金のお支払いに努めております。

- ・アイペット対応動物病院で診療を受けた場合、窓口で当社の保険証を提示すると原則としてその場でお客さま負担分のみのお支払いとなり、後日保険金請求書類の提出は必要ございません。保険証を忘れた場合や、アイペット対応動物病院以外で診療を受けた場合も、必要な書類を当社にご提出いただけましたら、迅速に保険金をお支払いしております。
- ・保険金のご請求の漏れがないよう、事故受付時に限らず、ご契約内容の変更に関するお申出時やご契約の継続時など、あらゆる機会にお客さまにご請求の漏れがないかのご案内を差し上げております。
- ・保険金のお支払業務について保険金支払査定部門から独立したチームが各種の検証を行い、適切な保険金支払管理態勢の構築に努めております。
- ・獣医療関係者・弁護士といった社外の有識者や、当社ご契約者さまより直接ご意見を頂戴する場として「保険金等支払審査会」を設け、その中で頂戴したご意見を今後の当社業務に活かすなど、保険金支払管理態勢の向上に努めております。

利益相反の適切な管理

当社は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するための基本方針を定め、利益相反のおそれのある取引を適切に管理する態勢を構築してまいります。

- ・利益相反管理部門および利益相反管理責任者を設置し、対象取引の特定および管理を統括しております。
- ・役職員に対して利益相反に関する教育・研修を行うなど、役職員の意識の向上と管理力の強化に努めます。

運営浸透に向けた取組み

当社は、本方針を役職員へ浸透させるため、各種施策を実施することで役職員の意識醸成を行うとともに、人事評価制度への組み込み等を通じて、お客さまの視点に立った業務運営を行ってまいります。

- ・本運営方針のもととなる「経営理念」「経営ビジョン」「行動規範」「行動指針」を記載した「携帯用カード」を役職員へ配付し浸透を図っており、各種社内行事等の場で活用しています。
- ・全社で実施する「お客さま主義」をテーマとした週次朝礼の実施、Eラーニング、その他様々な教育・研修等を通じて役職員の意識醸成に努めております。
- ・本方針の更なる浸透のため、お客さま視点での行動を行っている役職員に対する「お客さま主義体现者の表彰制度」や、人事評価制度における「お客さま主義」の行動評価項目の設定を実施しております。

詳しくは当社ホームページをご覧ください https://www.ipet-ins.com/company/ipet/cs_first.html



沿革

当社は、2004年に設立され、2019年5月に15周年を迎えました。

当社が提供しているペット保険には、ペットを家族の一員として暮らしているお客さまが、もしもの時でも安心して「うちの子」に治療を受けていただくことができるように、との思いが込められています。

ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を目指し、さらなる歩みを進めていきます。

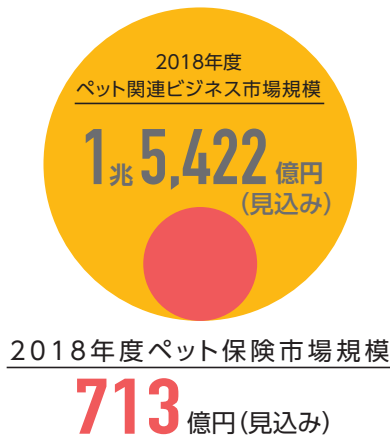
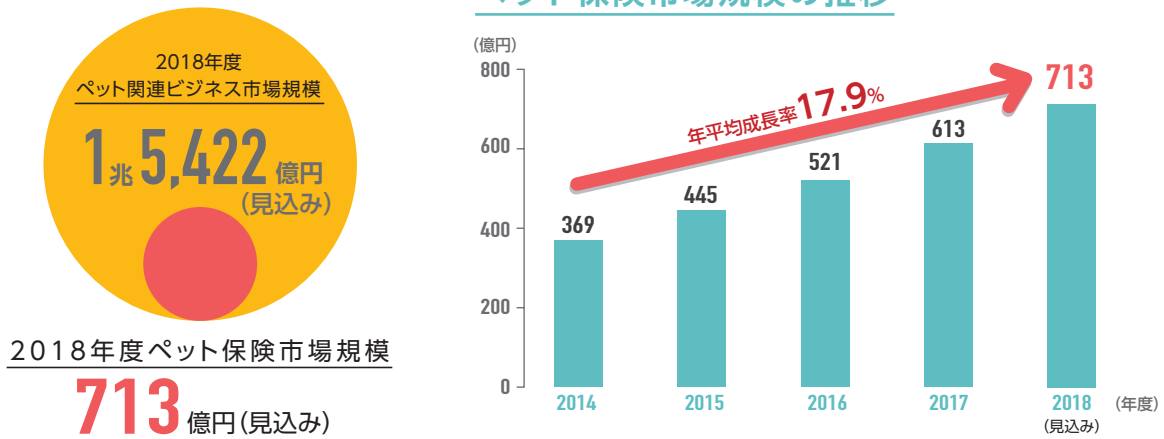


ペット保険市場について

市場規模

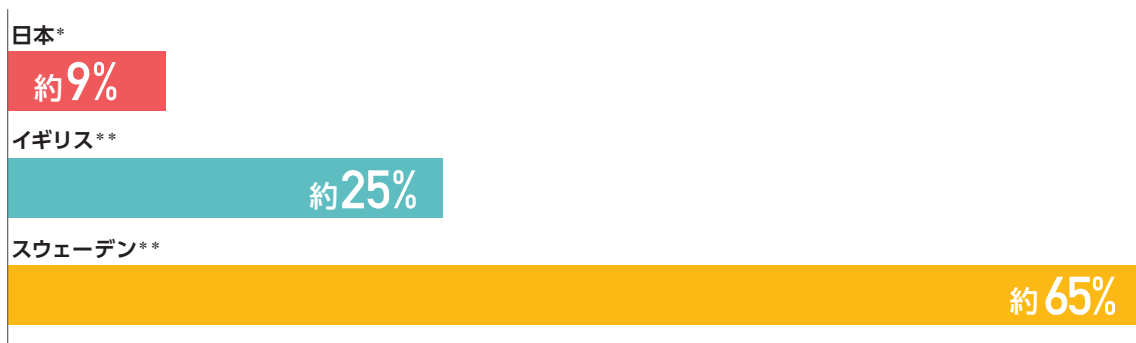
ペット産業は約1.5兆円の市場規模があります。このうち、ペット保険は、毎年2桁成長を遂げており、2014年度から2018年度までの年平均成長率は17.9%となっています。今後も、ペットの家族化や動物医療の発展によりペット保険の需要が高まっていくことが予想されます。

ペット保険市場規模の推移



出典：株式会社矢野経済研究所「ペットビジネスマーケティング総覧2019年版」(2019年3月)

ペット保険加入率 諸外国(スウェーデン、イギリス)との比較



出典：Statista, BBC, Svenska Dagbladet
Timetric「Pet Insurance in the UK」

一般社団法人ペットフード協会「平成30年(2018年)全国犬猫飼育実態調査」の飼育頭数と株式会社富士経済「2019年ペット関連市場マーケティング総覧」をもとに当社で算出

* 2018年時点の加入率 ** 2017年時点の加入率

犬・猫の飼育頭数

2018年11月1日現在、日本の15歳未満の子どもの数は1,540万人。これに対して犬・猫の飼育頭数は1,855万頭を超えていると推計されています。

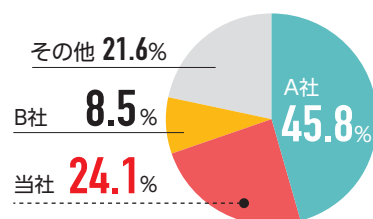


出典：総務省統計局「人口推計」
一般社団法人ペットフード協会「平成30年(2018年)全国犬猫飼育実態調査」

ペット保険マーケットシェア

ペット保険業界は、当社を含む上位2社でマーケットの約7割を占めています。

保有契約件数ベース*



* 2018年12月末時点

出典：株式会社富士経済「2019年ペット関連市場マーケティング総覧」

ペット医療の現状

ヒトの場合

診療報酬点数制度

3割*負担（健康保険制度）

*6歳～69歳と70歳以上の一定額以上の所得者の場合

ペット（動物病院）の場合

自由診療

全額自己負担

保険金請求が多い傷病のランキング（総合*）

犬		猫	
順位	傷病名	順位	傷病名
1	皮膚炎	1	下痢
2	外耳炎	2	皮膚炎
3	胃腸炎	3	腎臓病
4	下痢	4	膀胱炎
5	腫瘍	5	異物誤飲

* 通院、入院、手術を総合した保険金請求数

※2018年1月～12月の当社の保険金請求データを元にしたサンプル調査により算出（サンプル数：37,115件）

保険金請求が多い傷病のランキング（手術）

犬・猫総合

順位	傷病名	参考診療費	診療例
1	腫瘍	90,400円	皮膚腫瘍を手術で取った例
2	歯周病	97,300円	全身麻酔をして歯石除去と抜歯をした例
3	異物誤飲	77,760円	全身麻酔をして異物を内視鏡で取り出した例
4	骨折	308,700円	折れた骨を手術でつなげた例
5	膝蓋骨脱臼	254,000円	ずれた膝蓋骨を手術で戻した例

※2018年1月～12月の当社の保険金請求データを元にしたサンプル調査により算出（サンプル数：37,115件）

※上表の診療費等のデータは一例であり、一般的な平均・水準を示すものではありません。

手術の平均保険金請求額

150,200円

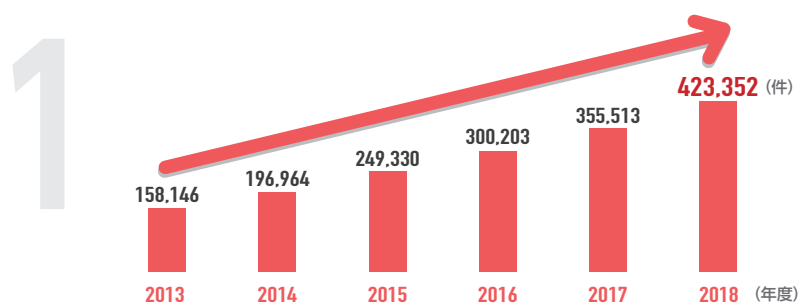
※2018年1月～12月の当社の「うちの子ライト」契約における保険金請求データを元にしたサンプル調査により算出（サンプル数：2,870件）

※この金額は診療費の一般的な平均・水準を示すものではありません。

2018年度の現況

保有契約件数、収入保険料および保険金支払件数ともに順調に推移しており、多くのお客さまに当社のペット保険をご利用いただいています。また、アイペット対応動物病院制度にご協力いただける動物病院も増えています。

保有契約件数42万件を突破

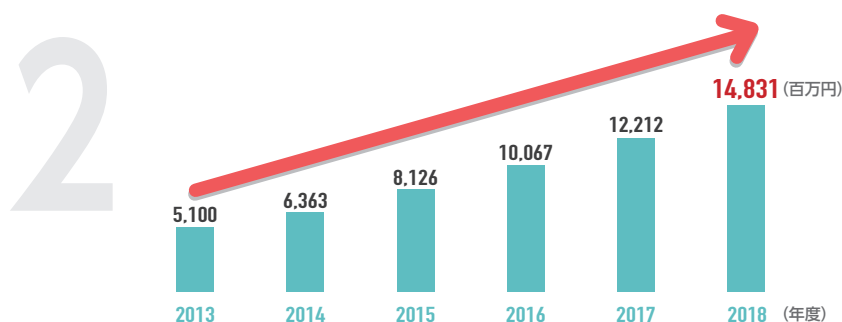


保有契約件数増加率

+19.1%

(2018年度、対前年比)

収入保険料148億円を突破

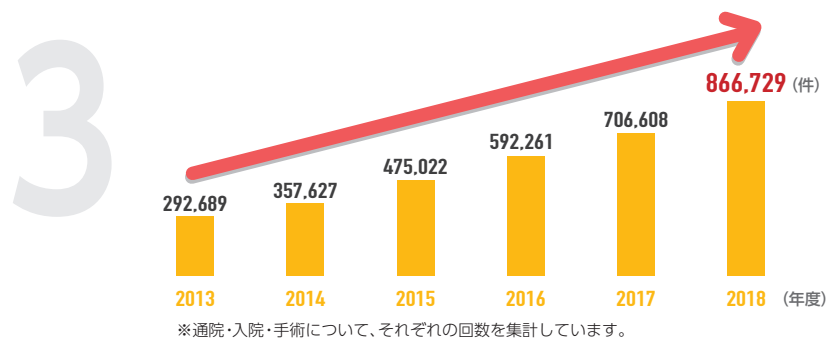


収入保険料増加率

+21.5%

(2018年度、対前年比)

保険金支払件数86万件を突破



保険金支払件数増加率

+22.7%

(2018年度、対前年比)

アイペット対応動物病院数 4,700施設を突破

4

アイペット対応動物病院とは、診療費のお支払い時に当社発行の保険証を提示することにより、その場でお客さまご負担分のみのお支払いとなる動物病院をいいます(詳細は、P15の「アイペット対応動物病院制度」をご覧ください)。

アイペット対応動物病院数

4,701施設

2019年4月1日現在

代表的な経営指標

(単位：百万円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度
正味収入保険料	10,067	12,212	14,831
正味損害率	38.8%	39.9%	42.4%
正味事業費率	48.7%	48.0%	46.4%
コンバインド・レシオ	87.5%	87.9%	88.8%
保険引受利益	293	515	208
経常利益	297	561	297
当期純利益	196	32	851
単体ソルベンシー・マージン比率	315.6%	284.8%	381.4%
総資産額	8,179	9,250	13,574
純資産額	2,886	2,902	5,336
その他有価証券評価差額金	13	△3	14
不良債権の状況(リスク管理債権)	—	0	0

指標の解説

正味収入保険料

ご契約者さまから直接受け取った保険料(元受保険料)および受再保険料から、出再保険料、返戻金を控除し、さらに積立保険に係る積立保険料を控除したものです。

正味損害率

正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の正味支払保険金に損害調査費を加えて、正味収入保険料で除した割合です。

正味事業費率

損益計算書上の諸手数料及び集金費に営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額(保険引受に係る営業費及び一般管理費)を加えて、正味収入保険料で除した割合です。

コンバインド・レシオ

正味損害率と正味事業費率の合算率で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの指標が低いほど収益性が高いといわれています。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金・損害調査費・満期返戻金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、保険引受に係るその他収支を加減したものです。

経常利益

正味収入保険料・利息及び配当金収入等の経常収益から、正味支払保険金・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものです。

当期純利益

経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものです。

単体ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。通常200%以上あれば保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるとされています。

総資産額

会社が保有する資産の合計であり、損害保険会社の資産規模を示すものです。

純資産額

保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、貸借対照表上の純資産の部合計です。

その他有価証券評価差額金

その他有価証券の時価と取得原価の差額(いわゆる含み損益)から法人税等相当額を控除したものです。

不良債権の状況(リスク管理債権)

貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。

経営管理用の利益指標

当社は、日本基準に基づく指標(J-GAAP:初年度収支残方式)のほかに、経営者が意思決定する際に使用する社内指標(Non-GAAP:未経過保険料方式)でも経営成績を開示しています。また、経営管理用の利益として、調整後経常利益(=未経過保険料方式の経常利益±異常危険準備金影響額)を設定し、利益指標としてこれを最も重視しています。

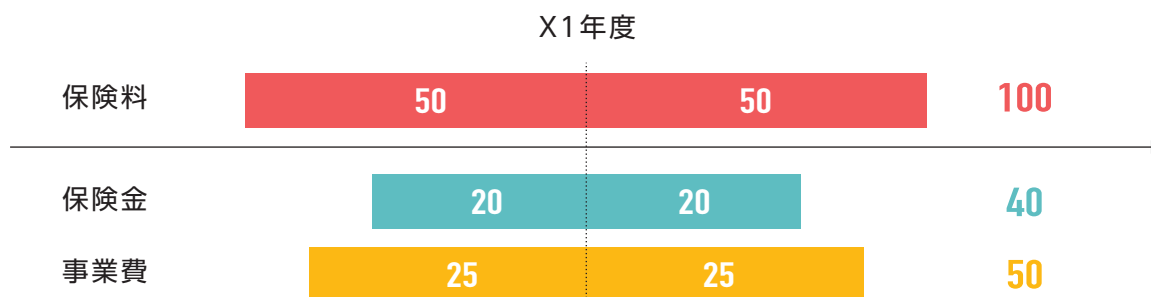
(単位:百万円)

	項目	2016年度	2017年度	2018年度
Non-GAAP	調整後経常利益	668	835	929
	経常利益(未経過保険料方式)	345	444	453
	異常危険準備金影響額	322	391	475
J-GAAP	経常利益(初年度収支残方式)	297	561	297

初年度収支残方式と未経過保険料方式

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき、普通責任準備金として未経過保険料残高と初年度収支残高の大きい方を負債計上する必要があります。当社は、初年度収支残高が未経過保険料残高を上回っているため、制度会計上は初年度収支残方式を使用していますが、経営管理上は発生主義に即した未経過保険料方式を使用しています。

初年度収支残方式と未経過保険料方式 (前提) ● 期中に一時払で100の入金、うちX1年度末での未経過保険料50
● 保険金、事業費はそれぞれ下図の通り



初年度収支残方式

	X1年度	X2年度
保険料	100	0
保険金	20	20
事業費	25	25
差引	55	▲45
準備金	55	▲55
利益	0	10

初年度の利益は0

未経過保険料方式

	X1年度	X2年度
保険料	100	0
保険金	20	20
事業費	25	25
差引	55	▲45
準備金	50	▲50
利益	5	5

発生主義による利益

02 | アイペット損害保険の取組み

トピックス

東京証券取引所マザーズ上場

当社は、2018年4月25日に、東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました（業種別分類：保険業、証券コード：7323）。

今後も、上場企業として着実に成長し、企業価値を向上させることで、投資家を含むステークホルダーの皆さまのご期待にお応えできるよう、また、社会的な責任を果たしていけるよう、役職員一同、尽力してまいります。



中期経営計画の策定

当社では、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という経営理念のもと、「より安心なペットとの生活を共に創る。」という経営ビジョンの実現に向けて事業を行っております。2018年7月には、中期経営計画を公表し、この中で「保険事業のさらなる強化」、「持株会社への移行とペットに関わる社会的課題の解決」、「デジタルイノベーションを根子にした発展」を中長期的な経営方針としています。2019年度は、この中期経営計画の達成に向けて取り組んでまいります。

第一生命ホールディングス株式会社との業務提携

「お客さま第一主義」を掲げ、お客さま一人ひとりのQOL向上を目指す第一生命グループと、経営理念において「ペットとの共生環境の向上」や、「潤いのある豊かな社会を創る」こと等を目指す当社とは、共感する部分が多くあります。お客さまのニーズの高度化と多様化が進み、国内の生命保険・損害保険市場を取り巻く環境も変化している中で、双方の強みを活かし、それぞれの持続的な企業価値向上を実現すべく、2019年2月1日に業務提携の基本合意に至りました。2019年5月には第一生命保険株式会社のホームページでの当社ペット保険商品の販売が開始されましたが、今後、同社生涯設計デザイナーによる当社ペット保険商品の販売、双方のホームページ等による商品の相互案内、各種サービス開発、ノウハウ・人材の交流等を行う予定としており、この業務提携を通じたさらなる成長の実現を目指してまいります。



事業拠点の拡充

当社は、2018年度中に、新たに2支店（宇都宮支店、鹿児島支店）と2営業所（青森営業所、新潟営業所）を開設いたしました。また、2019年4月に高松支店を開設し、2019年8月には福岡支店沖縄営業所を開設予定です。これにより、当社営業拠点はペット保険業界最多の14拠点となります。

今後も各地域でよりきめ細やか、かつ効率的な営業活動を通じて、代理店・動物病院へのフォローとお客さまへのサービス向上に努めてまいります。

加えて、2018年7月には青森事務センター第2オフィスを開設し、保険会社としてのオペレーション体制の強化を行いました。



トピックス

12個のNo.1を獲得

2019年、当社は12個のNo.1を獲得致しました。

株式会社カカコム・インシュアランスが発表した「価格.com 保険アワード2019 ペット保険の部」において、「うちの子」が申込数の多い保険商品として第1位を受賞。当社商品としては5年連続での受賞となります。

楽天インサイトでの調査においては手術補償特化型保険で「うちの子ライト」が契約数6年連続1位となりました。

さらに本年度はTアンケート、Pontaリサーチ、東京商工リサーチの3社での調査を加えております。



ペット保険「うちの子キュート」の対象ペット拡大

当社では、2017年4月より、鳥・うさぎ・フェレット向けにペットショップ代理店限定商品「うちの子キュート」を販売しております。

また、2018年11月には、より幅広いお客さまのニーズにお応えするため、「うちの子キュート」の対象ペットを、ペットショップで人気の、ハリネズミ、モモンガ、リス、ハムスター、ネズミ、モルモット、トカゲ、カメなどのエキゾチックアニマル*まで拡大する商品改定を実施し、お客さまから大変ご好評をいただいております。

*犬・猫以外のペットとして飼育されている小型哺乳類、爬虫類、鳥などの小動物の総称です。

「アイペット うちの子HAPPYマラソン 2019」に特別協賛

当社は、飼い主さまがペットの健康に関心を持ち、幸せな時間を長く共に過ごすために何ができるかを考えるきっかけを提供するため、2019年3月10日に稲毛海浜公園で開催された日本最大級のドッグマラソンイベント「アイペット うちの子HAPPYマラソン 2019」に特別協賛しました。

「一緒に走ろう、この先もずっと。」をテーマに、555組のワンちゃんと飼い主さまが、1kmと2kmの距離別コースを息を合わせて駆け抜けました。

会場では、ペットに関する協賛企業のブースや各種体験イベントも行われ、8,000人を超える方にご来場いただきました。

また、スペシャルゲストとして、徳光正行さん、岩井志麻子さん、大原がおりさん、リトル清宮さんが参加し、大会を盛り上げました。

2019 アイペット

うちの子
HAPPY
マラソン



当社の商品・サービス

当社では、お客さまのニーズに合わせた幅広い商品をご用意しています。

商品	対象動物	通院	入院	手術	特長
 [新生児用新規契約に係る特別補償期間設定特約付ペット医療費用保険]	犬・猫	○	○	○	*1 窓口精算 対応商品 ペットショップ 代理店 限定商品 ・通院、入院、手術まで幅広く補償 ・体調を崩しがちな飼い始め1か月以内に発症した傷病は診療費の100%を補償 ・2か月目からは70%プラン、50%プランの2種類のプランから選択可能
 [ペット医療費用保険]	犬・猫	○	○	○	窓口精算 対応商品 ・通院、入院、手術まで幅広く補償 ・70%プラン、50%プランの2種類のプランから選択可能
 [ペット手術費用保険]	犬・猫	—	△ (手術を含む連続した入院)	○	・高額になりがちな手術補償に特化 ・お手頃な保険料で手術費用の90%を補償(手術1回あたり最高50万円、年間2回まで) ・インターネット経由での加入は10%割引(インターネット契約割引)
 [ペット医療費用保険]	当社指定のエキゾチックアニマル*2	○	○	○	窓口精算 対応商品 ペットショップ 代理店 限定商品 ・通院、入院、手術まで幅広く補償 ・70%プラン、50%プラン、30%プランの3種類のプランから選択可能

お支払いさせていただく保険金は、支払限度額・支払限度日数(回数)等の補償範囲までとなります。

*1 窓口精算は加入後2か月目からとなります。

*2 うさぎ、フェレット、鳥、ハリネズミ、モモンガ、リス、ハムスター、ネズミ、モルモット、トカゲ、カメなど

ペット賠償責任特約(オプション)

ペットが他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして、被保険者さまが法律上の賠償責任を負ったときに損害賠償金や訴訟費用・弁護士報酬等をお支払いする特約です。追加保険料をお支払いいただくことによって付帯することができます。

※うちの子キュートは除きます。

各種割引制度

「多頭割引」、「無事故継続割引」、「インターネット契約割引」(うちの子ライトのみ)があります。

※これらは各商品の概要になります。詳しくは各商品のパンフレットまたは当社ホームページをご覧ください。

当社ホームページ

<https://www.ipet-ins.com/>



アイペット対応動物病院制度

当社が提携している動物病院(以下、アイペット対応動物病院)で受診された場合、病院窓口で当社発行の保険証をご提示いただき、かつ保険証の有効性が確認できた場合、その場でお客さまご負担分のみのお支払いとなり、後日保険金請求書類のご提出は必要ありません。

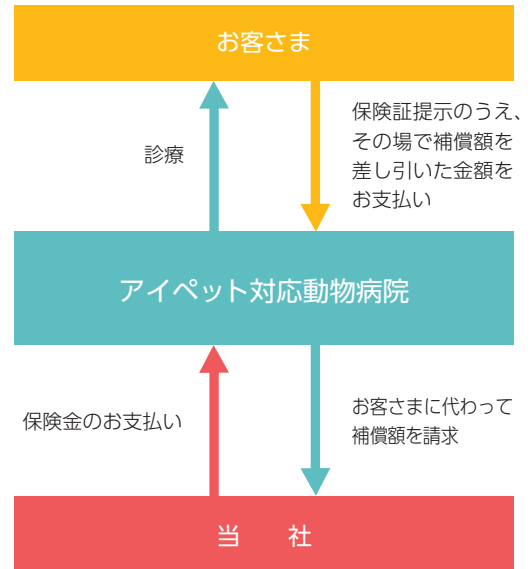
例えば、ペット保険「うちの子」70%プランに加入されており、診療費が1万円だった場合、お客さまに病院窓口でお支払いいただく金額は3千円となります。

本制度をご利用いただくことで、お客さまの保険金請求の手間が減るだけでなく、病院窓口にて直接お支払いいただく金額が減るため、突然の高額な出費にも、診療費の負担感を軽減し、安心して最善の治療を受けていただきやすくなります。

2019年4月1日現在、アイペット対応動物病院は全国に4,701施設あり、今後も更なる拡大を進めてまいります。

※ペット保険「うちの子ライト」およびペット保険「うちの子プラス」の100%補償期間(第1保険期間)は病院窓口での精算ができませんので、お客さまより直接当社への保険金請求が必要になります。

アイペット対応動物病院で診療を受ける場合



窓口精算のイメージ

保険金のお支払い方法に関する詳細はP17～P18「保険金のお支払い」をご覧ください。

アイペット対応動物病院へのご推薦・お申込みをご希望の場合

当社ホームページに掲載している所定のフォームより、ご契約者さま、動物病院ご関係者さまいずれからもご推薦またはお申込みをしていただけます。

※動物病院さまの状況によりご要望に沿えない場合がございます。

アイペット対応動物病院推薦フォーム(ご契約者さま向け)

<https://www.ipet-ins.com/contact/hosp-recommend/>



アイペット対応動物病院申込みフォーム(動物病院さま向け)

<https://www.ipet-ins.com/contact/hosp-apply/>



保険募集

契約締結の仕組み

代理店による保険募集

一般的に、代理店は損害保険会社との間で締結した損害保険代理店委託契約に基づき、保険会社に代わって保険募集を行います。当社では、保険会社のために保険契約の媒介のみを行う媒介代理店を通じて保険募集を行っています。

通信販売による保険募集

通信販売での保険加入では、当社コンタクトセンターから商品説明をお聞きいただくか、当社からお送りする資料等の内容をご確認のうえ、保険契約のお申込みと保険料のお支払いをさせていただき、手続き完了となります。

また、当社ホームページでは、ペット保険「うちの子」、ペット保険「うちの子ライト」の資料請求や保険料の見積りだけでなく、保険契約締結まで、ホームページで完了することができます。

当社ホームページ

<https://www.ipet-ins.com/>



クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等)について

本来、保険期間が1年以下の保険契約については、クーリングオフ制度の対象とはされていませんが、当社では、初年度契約に限り、クーリングオフの対象としています。

この場合、お客さまが「ご契約をお申込みされた日」または「クーリングオフに関する説明書を受け取った日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、お申込みの撤回を行うことができます。

契約内容の確認に関する取組み

当社では、お客さまの希望される補償内容等に沿っているか、契約締結前にご確認いただいたうえで、お申込みいただいています。また、ご契約の内容やお引受け条件等については、契約成立後にお届けする保険証券や継続証等でご確認いただけます。

商品パンフレットや重要事項説明書

商品パンフレットや重要事項説明書などがお客さまにとってわかりやすい内容で適切に作成されるよう、「募集文書等審査マニュアル」に基づき、社内で審査をしています。

代理店

代理店の役割と業務内容

代理店は、損害保険会社である当社と損害保険代理店委託契約を締結し、これに基づき当社の代わりに保険募集を行い、お客さまとの間で保険商品の内容の説明や、保険契約の媒介をすることを基本的業務としています。

代理店は、損害保険に関するプロフェッショナルとしてお客さまに様々な情報を提供し、家族の一員であるペットに対する医療費用保険等を通じて、お客さまのペットとの生活の安定を図るという社会的役割を担っています。

代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき、主務官庁に登録しなければなりません。また、代理店は、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人を、保険業法第302条に基づき、主務官庁に届け出なければなりません。

当社では、代理店で保険募集に従事する人は、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人一般試験」に合格することなどを要件としています。

代理店教育

当社の代理店および募集人は、商品内容をはじめ、コンプライアンス、事務処理等について、業務知識に関する研修を定期的に受けており、常に適切な保険募集ができるよう努めています。

また、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人一般試験」について、当社では原則として、損害保険の基礎やコンプライアンス等に関する「基礎単位」に合格することを、保険募集を行う際の要件としています。この試験は、5年ごとの更新制となっており、更新試験を受験することにより最新の業務知識等の理解度を確認し、募集人の資質向上を図っています。

代理店数

当社の代理店数は、2019年3月31日現在、全国で911店です。

保険金のお支払い

当社では、損害保険会社として重要な責務である保険金のお支払いを、適切かつ迅速に行うことで、全国のお客さまに「安心」をお届けしています。

保険金のお支払い状況

保険金のお支払い件数、お支払いの対象とならなかった件数および内訳（2018年度）

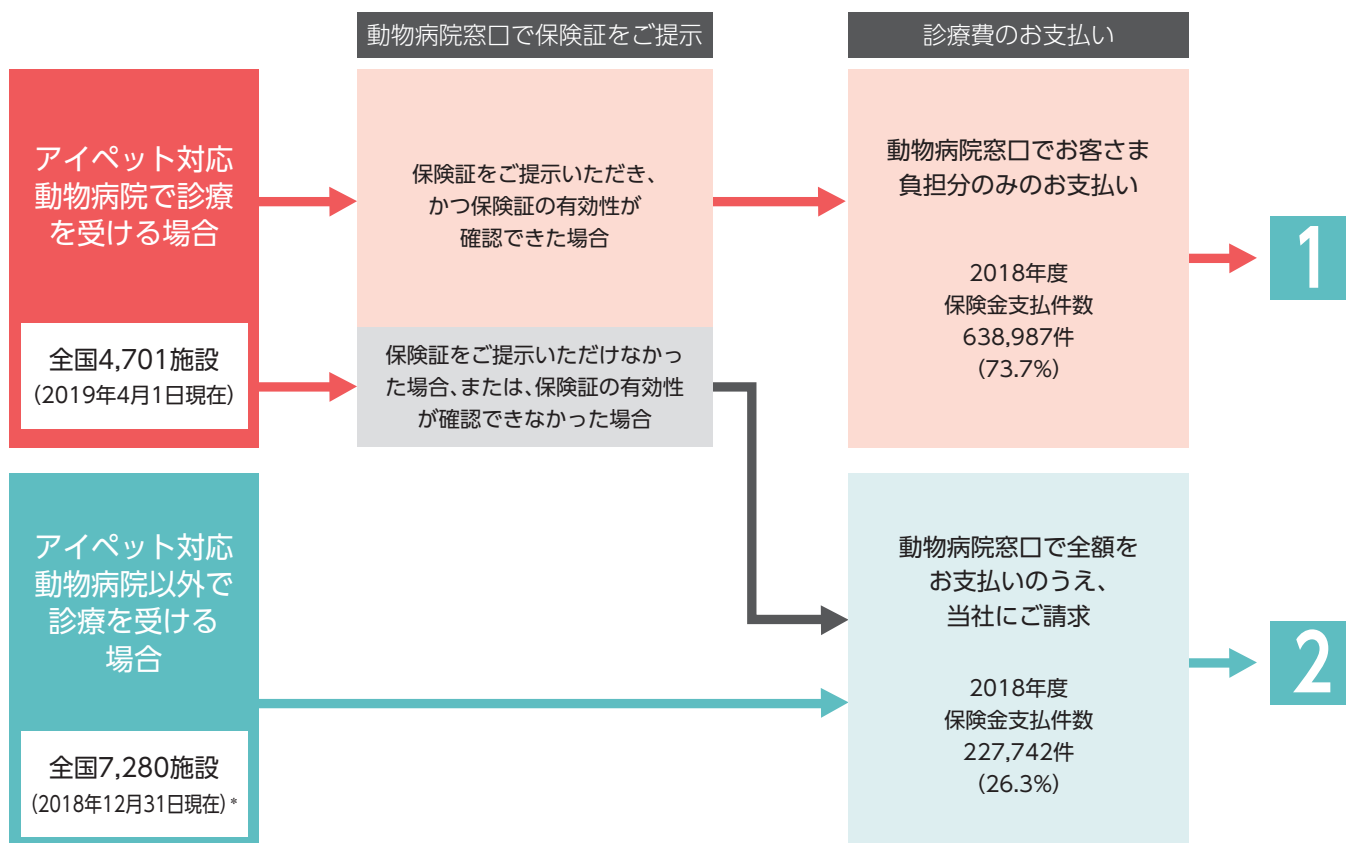
お支払い件数	866,729件	
お支払いの対象とならなかった件数	詐欺取消・詐欺無効	0件
	告知義務違反解除	0件
	重大事由解除	0件
	免責事由該当	465件
	支払事由非該当	3,522件
(合計)	3,987件	

用語の説明

用語	診療費のお支払い
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結等に際して、保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、契約が取消または無効となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
重大事由解除	保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こす、または反社会的勢力だと判明するなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
免責事由該当	被保険者の故意など、約款に定められた保険金を支払わない場合に該当するため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
支払事由非該当	責任開始日前の発病など、約款に定められた保険金を支払う場合に該当しなかったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。

保険金請求の仕組み

当社の保険金の請求方法は、診療を受ける動物病院によって以下の2通りとなります。



* 出典：農林水産省「都道府県別飼育動物診療施設の開設届出状況」

1 窓口精算できる場合

アイペット対応動物病院の窓口で当社発行の保険証をご提示いただき、かつ保険証の有効性が確認できた場合、その場でお客さまご負担分のみのお支払いとなり、後日保険金請求書類のご提出は必要ありません。

※ペット保険「うちの子ライト」およびペット保険「うちの子プラス」の100%補償期間(第1保険期間)は病院窓口での精算ができませんので、お客さまより直接当社への保険金請求が必要になります。

アイペット対応動物病院とは

前述の対応が可能な動物病院のことを指します。
詳細はP15「アイペット対応動物病院制度」をご覧ください。

アイペット対応動物病院数 全国4,701施設(2019年4月1日現在)
当社の保険金支払件数の7割以上がアイペット対応動物病院窓口を通じたものです。



動物病院検索ページをご用意しております

アイペット
全国動物病院検索



<https://www.ipetclub.jp/vh/>

2 窓口精算できない場合(直接当社に請求)

アイペット対応動物病院の窓口で当社発行の保険証をご提示いただけなかった場合や、アイペット対応動物病院以外で診療を受けられた場合などには、診療費を全額お支払いいただき、後日当社へ保険金請求書類をご提出いただく必要があります。

直接当社にご請求いただく流れ

- (1) 動物病院窓口で診療費等の全額をお支払いのうえ「診療明細書(原本)」をお受け取りください。
 - 文書発行、作成費用はお客さまのご負担となります。
 - 診療明細書が発行されない場合は、「保険金請求書」「領収書(原本)」のほか、「アイペット指定の診療明細書(原本)」が必要となります。

- (2) 「保険金請求書」をお客さまにてご記入ください。

- 保険金請求書は以下の方法で入手可能です。
 - a) 当社ホームページからのダウンロード
 - b) マイページからのダウンロード
 - c) コンビニ印刷*
 - d) ご契約のしおり末尾に添付されているもの

* c) コンビニ印刷のお手続きとは？
保険金請求書等を、指定のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機で、即時に印刷できるサービスです(印刷代金はかかりません)。

《コンビニ印刷が可能な書類》

- ① 保険金請求書(「うちの子」「うちの子プラス」「うちの子キュート」用)
- ② 手術保険金請求書(「うちの子ライト」用)
- ③ アイペット指定の診療明細書(各商品共通)

診療明細書(原本)

診療項目(犬用)	単価	数量	金額
診察料	¥1,000	1	¥1,000
治療料	¥3,000	1	¥3,000
内服薬	¥180	8	¥1,260
フィラリア予防薬	¥3,200	8	¥25,600
合計			¥30,860
消費税			¥1,184
合計			¥32,044



保険金請求書

指定のコンビニ店舗やお手続き方法の詳細はこちら <https://www.ipet-ins.com/process/method/>
ホームページにて前述a)~c)のダウンロード・印刷方法がご覧いただけます。



- (3) 必要書類を当社までご郵送ください。

《必要書類》

- ① 動物病院等での診療明細書がある場合 ▶ 保険金請求書、診療明細書(原本)
- ② 動物病院等での診療明細書がない場合 ▶ 保険金請求書、アイペット指定の診療明細書(原本)、領収書またはレシート(原本)

※保険金のご請求には、必ず診療明細書の原本を送付してください。
※当社指定の封筒でご請求いただいた場合、郵送料は当社負担となります。

- (4) 必要書類が全て当社に到着した後、原則30日以内*に保険金をお支払いします。

* 保険金をお支払いするために特別な確認・調査・照会等が必要となった場合には、別途お支払いまでの日数を定めます。

お客さまサポート体制

CONTACTセンター

当社は、全国のお客さまに「安心」をお届けするため、ご意見やご要望、ご質問等様々なお声を承る窓口として「CONTACTセンター」を設け、お客さまの声を大切に、親切・丁寧な対応を行っています。また、「公益財団法人日本電信電話ユーザ協会主催 2018年度電話対応コンクール」においては、「地区大会入賞」の成績を収めました。

各種お問合せ／ご契約内容の照会・変更／保険金請求についてのご相談 等

CONTACTセンターお客さま総合ダイヤル

通話無料 0800-919-1525 | [受付時間] 月曜日～金曜日 10:00～18:00
※土・日・祝休日・年末年始はお休みをさせていただきます。

ご加入用資料請求／商品に関するご案内 等

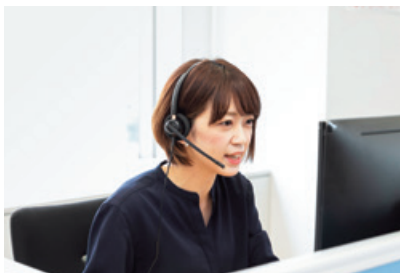
ペット保険へのご加入を検討されているお客さま専用の窓口です。
当社のペット保険に関するお問合せ、資料のご請求等はこちらの新規専用ダイヤルで承っています。

CONTACTセンター新規専用ダイヤル

通話無料 0800-111-1525 | [受付時間] 月曜日～土曜日 10:00～18:00
※日・祝休日・年末年始はお休みをさせていただきます。

当社は、CONTACTセンターを自社スタッフで運営する体制を整え、お客さま一人ひとりに寄り添った対応を行っています。

2018年度は約19万件の各種お問合せをいただきました。



- ・お客さまの大切な家族のことを想い、お問合せに向き合っています。
- ・チームワークと教育に力を入れています。

ご契約者さまへのサポートサービス

ご契約者さま専用マイページ

マイページは、当社が運営するご契約者さま専用ページです。
マイページへご登録いただくと、パソコン、スマートフォンおよびタブレットより以下の内容をご確認、お手続きいただけます。

- ・ご契約内容の照会や変更
 - ・ペット写真の変更(保険証用)
 - ・保険金請求に関する各種お手続き状況の確認や書類のお取寄せ 等
- また、当社獣医師より健康や飼い始めのしつけに関する記事をお届けしています(詳細は、P25「獣医さんからのお知らせ」をご覧ください)。



各種お手続きに関するメール通知

以下のお手続きの状況をメールにてご契約者さまへ通知しています。

申込み受付完了通知

引受審査の完了通知

保険証券/継続証の発送完了通知

保険金請求の受付完了通知

保険金支払い完了通知(郵送でも実施)

窓口精算利用開始通知

「お客様の声」を経営に活かす取組み

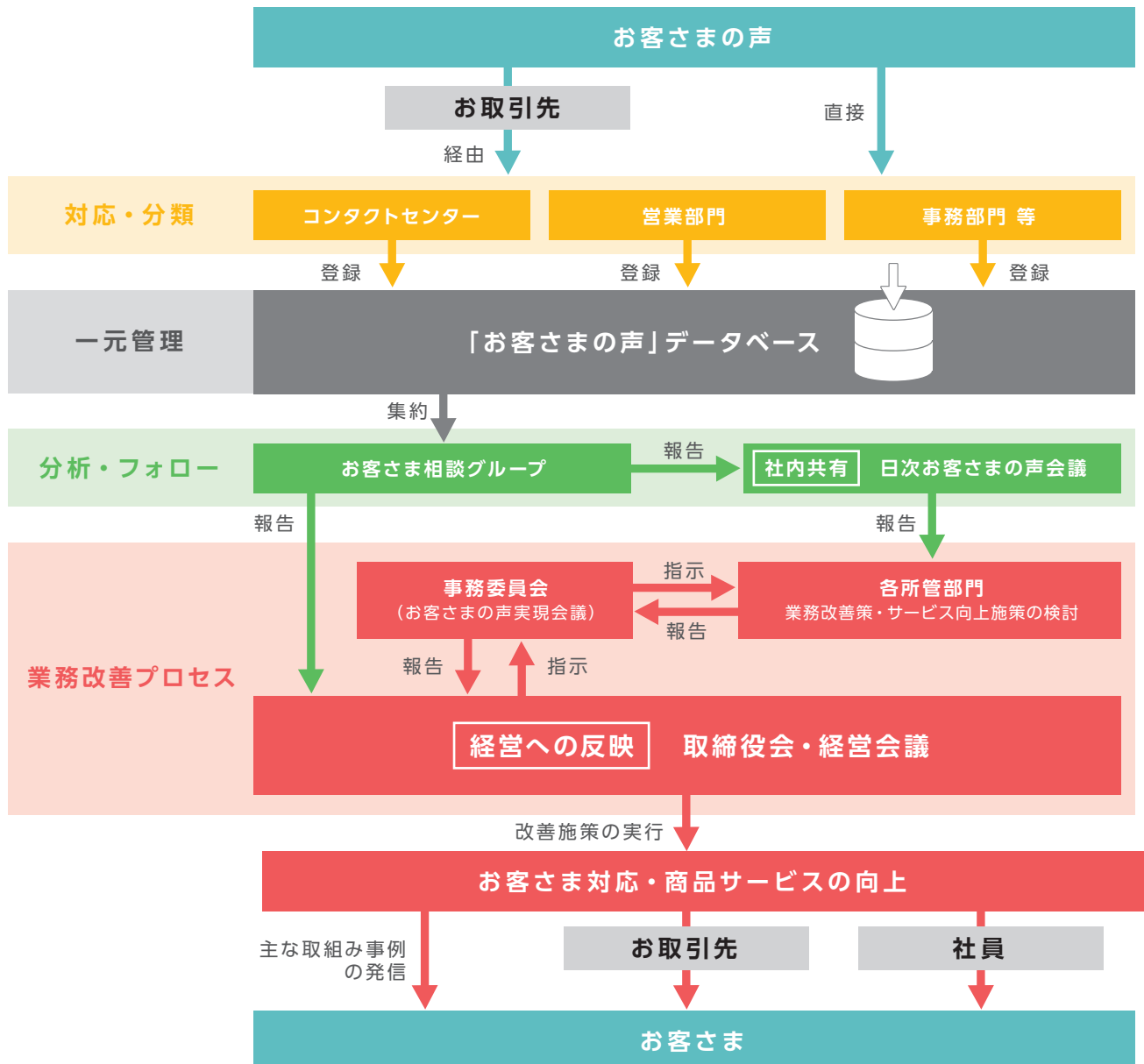
「お客様の声」に対する当社の取組み方針

当社において「お客様」とは、当社との保険契約の有無を問わず、広く一般の消費者を指し、「お客様の声」は、「お客様から不満足の原因があったもの」と定義しています。

当社は、お客様から寄せられる様々な声を前向きかつ積極的に受け止めるとともに、迅速かつ的確に行動し、お客様サービスの向上を図ることが重要であると考えています。お客様からのご意見・ご要望は、お客様が要求するサービスのレベルと当社が提供するサービスのレベルの差が具体的に表面化したものであると認識しており、貴重な声として当社の施策や業務改善に反映させるとともに、より一層、お客様にご満足いただけるサービスが提供できるよう、対策を講じています。

「お客様の声」への対応態勢

当社は、いただいた「お客様の声」を一元管理し、ダイレクトに経営へ報告、反映される仕組みとなっています。

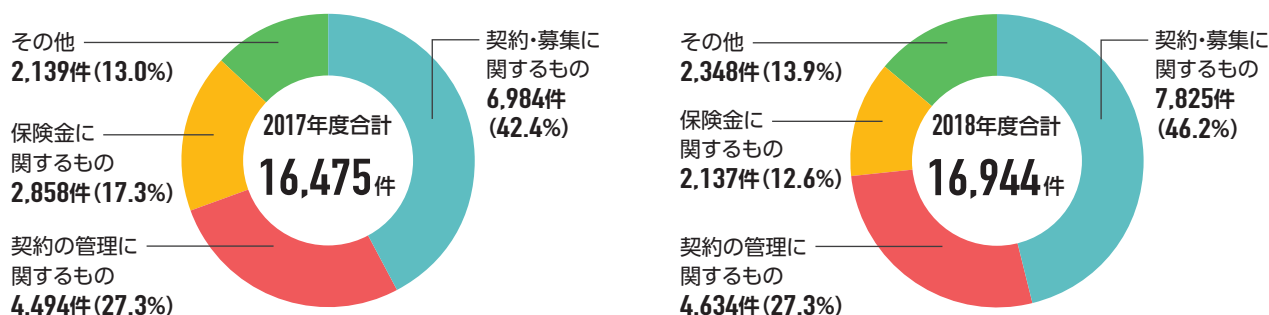


「お客様の声」を起点とした改善事例

お客様の声	対応
保険金請求書を送ったが、届いているか心配だ。	保険金請求の受付時および保険金のお支払い時に、保険金請求手続きの経過のお知らせをご登録メールアドレスに配信しています。(2018年9月より)
仕事の都合で、コンタクトセンターの営業時間内に問合せをすることができない。	24時間365日受付が可能なWEBフォームでのお問合せ窓口を開設しました。(2019年1月より)
保険料の引落とし口座がわからなくなってしまった。	口座振替のご案内レターに、ご登録金融機関名および口座名義人名を記載することにしました。(2018年12月より)
動物病院からどのような書式で完治証明書を発行すれば良いかわからないと言われた。	完治証明書の提出が必要となった場合、動物病院で直接ご記入いただける完治証明書の雛形を送付しています。(2019年4月より)

「お客様の声」の受付件数

当社は、より多くの「お客様の声」を伺うように努め、お客様満足度の向上を目指しています。



「お客様の声」の受付窓口

電話の場合

お問合せ先 コンタクトセンターお客様総合ダイヤル
 [電話番号] 0800-919-1525 (通話無料)
 03-5826-8594 (一般ダイヤル: 有料)
 [受付時間] 月曜日～金曜日10:00～18:00 (土・日・祝休日・年末年始はお休みをさせていただきます。)
 ※IP電話等、通話無料の電話番号に繋がらない場合は、一般ダイヤルをご利用ください。
 ※サービス向上のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

ホームページからの場合

<https://www.ipet-ins.com/contact/>



郵送の場合

〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 MFPR六本木麻布台ビル
 アイペット損害保険株式会社 お客様相談グループ宛

【中立・公正な立場で問題を解決する指定紛争解決機関】

当社との間で問題を解決できない場合、一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」

[電話番号] 0570-022808 (ナビダイヤル: 有料)*

[受付時間] 月曜日～金曜日 9:15～17:00 (祝日・休日および12/30～1/4は除きます。)

*IP電話をご利用の場合は、発信される地域により電話番号が異なりますので、詳しくは同協会ホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/>) をご参照ください。

地域・社会に対する取組み

CSV基本方針

ペット保険会社だからこそできる、「お客さま対応」「社会貢献」「環境保護」を考え実践し、
ペットオーナーが安心してペットと暮らせる社会の実現を目指す。

CSV: Creating Shared Value (共通価値の創造)

私たちは、お客さまの声に真摯に対応し事業に反映するとともに、当社を取り巻く社会課題の解決や環境の改善に貢献することを通じて、お客さまが安心してペットと暮らせる社会の実現を目指しています。また、それらの活動が私たち自身の利益だけではなく、ステークホルダーとの共有価値の創造に繋がるものとする「CSV基本方針」を2017年3月に制定いたしました。CSV活動における重点テーマとして①お客さま対応、②社会貢献、③環境保護の3つを設定し、ペット保険会社だからこそできる活動に取り組んでまいります。

一例として、以下のような活動を実施しました。

児童への動物愛護教育の活動支援

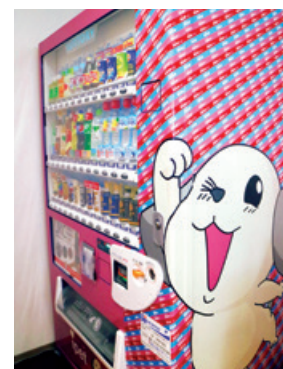
当社は、小学生を中心に動物愛護についての教育を行っている特定非営利活動法人ワンコレクションの活動を支援しました。

この活動は、子どもたちに命の大切さを学んでもらうとともに、子どもたちがペットに対する正しい知識を得ることを目的としています。講師からの一方的な講義だけではなく、実際に犬や鳥と触れ合う経験の場を設けるなど、「命の大切さ」や「動物との正しい接し方」を学び、将来動物に優しい大人になって欲しいという想いのもと、授業を実施しています。



災害救助犬ボランティア・ベンダーの設置

本社執務フロア内に、「災害救助犬ボランティア・ベンダー」を設置しています。ボランティア・ベンダーとは、「ボランティア・ベンダー協会」の社会貢献型自動販売機で飲み物を1本購入すると、3円が寄付金となって指定の公益団体へ寄付できるという仕組みです。当社では、「災害救助犬ボランティア・ベンダー」の設置により、一般社団法人ジャパンケネルクラブの災害救助犬育成活動に寄付を行っています。



お客さまから寄せられた感謝のお言葉



手術は高額ですが、
保険があることで負担が軽減され、
とても助かりました。

一條 あずささま ピクシーくん(17歳)

うちの子50%プラン加入中



Q:ピクシーくんを迎えたきっかけを教えてください

ピクシーがうちに来る2年ほど前、一緒に暮らしていた先代の猫が亡くなり、「(保護するなどの)自然な形で新しい子が迎えられたらいいな。」と考えていたときに、出会ったのがピクシーでした。2002年の7月、自宅のドアをあけたら、この子が座っていて、「どうしたの？うちの子になるの？」と聞いたところ、「ニャーン」と声を上げて、そのまま家に入ってきました。家に入ってきてからは、もともとこの家にいたかのような振る舞いで、そのまま迎え入れることになりました。ピクシーはとても甘えん坊で、私が数時間留守にしていただけでも、帰宅すると、「どこにいたの～？」と擦り寄ってくるほどです。

Q:ピクシーくんは一條さまにとってどんな存在ですか？

「子ども」とも、「恋人」とも違う、言い表すことのできない特別な存在です。私にとっては、「いないと不安になってしまう存在」というのが一番正しい表現かもしれません。

逆に、この子は私のことを「恋人」だと思っているのではないかと思います。普段一緒に寝ているので、この子が入院しているときは、不安で落ち着きませんでした。

私は、この子がいてくれるだけで本当に幸せなので、もし、ピクシーと話せるならば、「今、君は幸せかい？」と聞いてみたいです。

Q:ペット保険に加入しようと思ったきっかけを教えてください

ピクシーが若かったころに、高額な検査費用がかかったことがありました。そのときは幸い何もなかったのですが、その後、通っていた動物病院でアイペットの保険を見かけ、インターネットで詳細を調べて加入しました。

Q:実際に保険を使ってみていかがでしたか？

かかりつけの動物病院が窓口精算可能な対応動物病院なので、とても便利だと感じています。

ピクシーは3年前に腫瘍で大きな手術をしましたが、高齢(当時14歳)であったこともあり、獣医師さんから「このまま目が覚めない可能性もあるので、最悪の場合も覚悟してください」と言われました。しかし、手術が終わってすぐに目を覚まし、私の声を聞くなり、「ニャー！」と鳴いて動物病院の方をびっくりさせたことが思い出です。手術は高額でしたが、保険で負担を軽減することができ、とても助かりました。



加入する際も、補償内容や多頭割引について電話で丁寧に説明してもらえたので、安心して保険に入れました。

篠原 裕子さま アイちゃん(9歳)・ヒーローくん(3歳)

うちの子ライト加入中



Q: 現在4頭飼育されているそうですが、多頭飼育していて良かったことは何ですか？

昔は、シーズーとパピヨンを最大で6頭を飼育していたことがあります。今は4頭ですが、たとえば1頭がやんちゃをして、怒られてケージに入れられてしまうと、残りの3頭がみんな「出してあげて」と訴えてきます。また、ケンカをしても年長のアイが叱るとその場が収まります。そういう犬たちが協力しあう姿を見ていると、私も癒されるので、多頭飼育していて良かったと思っています。

Q: アイペットに加入されたきっかけは何ですか？

初めて「ペット保険」というものがあることを知ったときは、「今後、ペットが高齢になったときの備えとして、とてもいいな」と思いました。

アイペットを知ったきっかけは、保険代理店で紹介されたことです。アイとヒーローは、とにかくやんちゃでケガが心配だったので、万が一、手術が必要になったら困ると思い、「お守り」として手術費用の補償が手厚い「うちの子ライト」に加入しました。

Q: 数あるペット保険の中で、アイペットを選んでいただいた理由は何ですか？

保険を検討するにあたって、何社も資料を請求して比較しましたが、歯科治療が補償対象だったことが理由のひとつです。*歯科治療は、他社では補償対象外のことが多いため、重要視していました。

実際、アイは歯肉炎になってしまい、歯科治療を受けた際に保険を使ってしっかり治療ができて助かりました。保険金の請求も簡単で、入っていて良かったと感じています。

ペット保険は十分に内容を確認して加入することが大事だと思っています。アイペットの保険は補償内容が充実しているので、この子たちにも合っていると感じています。

*保険金のお支払いには、各種条件がございます。

Q: アイペットには、どんなイメージをお持ちですか？

優しく良いスタッフの方が多いイメージです。ヒーローが加入する際も、補償内容や多頭割引について電話で丁寧に説明してもらえたので、安心して保険に加入できました。

また、以前アイペットが行った契約者向けのイベントに参加しましたが、アイペットの獣医師さんが体脂肪を計ってくれて、「パーフェクトです」と褒めてくれました。その後、別のイベントでまたその時の先生に会うことができ、私たちのことを覚えてくれていて、とても嬉しかったです。

お客さま向けサービス

クラブアイペット ご契約者さま限定

当社と提携している全国の様々な施設やお店で、当社ペット保険のご契約者さま・被保険者さまがご利用いただけるお得な優待サービスです。トリミングやペットホテルの割引優待のほか、ドッグカフェ、しつけ教室、ペットグッズ等のペットとそのご家族に嬉しい情報・優待サービスを順次追加してまいります。

<https://www.ipetclub.jp/connect/>



獣医さんからのお知らせ ご契約者さま限定

約1歳までの犬・猫の飼い主さま向けに、しつけや健康に関する情報をお伝えしているコンテンツです。

当社の獣医師が、犬・猫の成長に合わせた「今」必要な情報を考え、発信しています。

例えば、ペットフードの選び方や食べてはいけないもの、飼い始めの病気のアドバイスといった、普段動物病院ではゆっくりと聞けない内容を獣医師自らが記事にしてお伝えしています。

※本コンテンツはご契約者さま専用マイページでご覧いただくことができます。
また、1歳以上の犬・猫の飼い主さまも、飼い方の復習用としてお楽しみいただけます。

ご契約者さま専用マイページ

<https://mypage.ipet-ins.com/login/>



ワン！にゃん！かるた

ペットオーナーならどなたでもご参加いただける写真投稿企画です。

生活の中でなにげなく撮った1枚や、思わずくすっとしてしまう写真を「絵札」とし、その写真に対するコメントを「読み札」としてセットで投稿いただけます。2018年度は、前回の13,706件を上回る26,245件の投稿をいただきました。たくさんの応募の中から最優秀賞2名(犬・猫各1名)と優秀賞6名(犬・猫各3名)、入賞38名を決定し、かるたをプレゼントいたしました。



ワン！にゃん！カレンダー

季節を感じさせる写真やカワイイ写真等、自慢の「うちの子」写真でどなたでも幅広くご参加いただける写真投稿企画です。

2018年度は、キャノンマーケティングジャパン株式会社とコラボし、60,236件の投稿をいただきました。最優秀賞2名(犬・猫各1名)を選出し、加えて日めくり賞62名、月めくり賞72名を決定し、カレンダーをプレゼントいたしました。今後ますます魅力ある企画にしてまいります。



うちの子おでかけマップ

当社が2015年に実施した写真投稿企画が、日本航空株式会社とペットグッズのオリジナルブランドを展開する株式会社CHOCO(ブランド名:MANDARINE BROTHERS)とコラボして復活しました。

この企画は、飼い主の皆さまに、当社が運営する「うちの子おでかけマップ」のサイトへペットとおでかけしたときの写真をおでかけスポットとセットでご投稿いただくものです。投稿されたおでかけスポットをキャンペーンサイト上のマップでご確認いただくことができ、おでかけ先を決めたり、調べたりと、皆さまにお楽しみいただけるものとなっております。



うちの子 HAPPY PROJECT

犬や猫の病気や事故を未然に防ぐための対策を紹介するプロジェクトです。

当プロジェクトでは、「今日から実践でき、すぐに役立つ犬や猫の病気・事故対策」を当社の獣医師がご紹介しています。お客さまの「あの時知識があれば防げたのに・・・」といった後悔や、愛犬・愛猫の痛みをなくしたいという「想い」を受け、プロジェクトを開始しました。

現在は「骨折」、「異物誤飲」、「皮膚トラブル」に関する情報を提供しています。今後もお客さまの大事な「うちの子」を守るための正しい知識を紹介してまいります。



<https://www.ipet-ins.com/uchihap/>



ワンペディア・にゃんペディア

専門家監修による犬・猫の情報サイトです。

犬の飼い主さま向けの情報サイト「ワンペディア」と、猫の飼い主さま向けの情報サイト「にゃんペディア」では、獣医師やトレーナーなどの専門家が執筆・監修した正しい情報を、犬・猫をこれから飼おうとしている方、飼い始めの方でも読みやすいように提供しています。



<https://wanpedia.com/>



<https://nyanpedia.com/>



PEDGE (ペッジ)

ペット業界の動向を伝える情報サイトです。

PEDGEは「ペット業界の半歩先を伝える。」をコンセプトにしています。ペット業界の動向やペットを取り巻く環境に興味・関心をお持ちの方に対して、「ペット業界の各種データ」、「ペットを取り巻く社会課題」を提供しています。

<https://pedge.jp/>



03 | 経営管理体制

コーポレートガバナンス体制

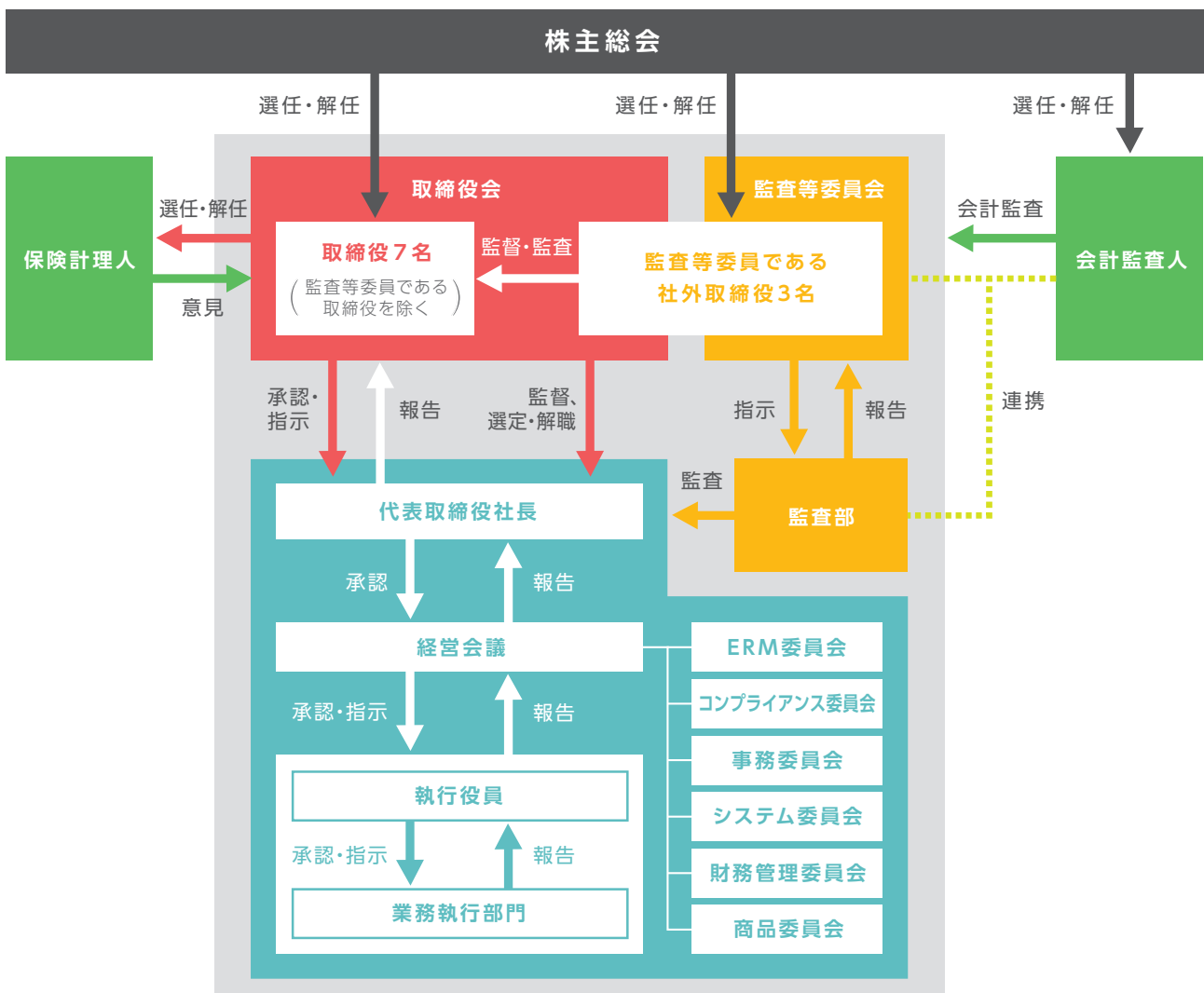
基本的な考え方

当社は、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を経営理念に掲げ、健全かつ安定した事業経営、ご契約者さまの保護、お客さまの利便性向上および透明性のある経営を軸として企業価値向上に努めております。

これらを推進する経営態勢として、当社は、執行役員制度の導入による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る一方で、独立役員の要件を満たす社外取締役の選任等を通じて経営監督機能を強化し、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の構築に努めております。また、2019年6月、監査等委員会設置会社へ移行し、各監査等委員が取締役の業務執行の適法性・妥当性を監督・監査しております。

コーポレートガバナンス体制図

(2019年7月1日現在)



内部統制システムに関する基本方針

当社では、業務の適正を確保するための体制を構築するため、以下の通り「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。

1. 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、保険業法に基づき認可を受けた保険会社として、損害保険の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保するための態勢を構築する。
- (2) 親会社に対して業務の執行状況、当社の重要事項を適時報告する等により情報交換を行い、企業集団としての業務の適正確保に努める。

2. 取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会および経営会議における取締役・執行役員による職務執行の状況報告を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。また、経営会議の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守態勢の全般的統制・管理を行う。
- (2) 取締役会は、法令等遵守の具体的なコンプライアンスを推進するための基本的な方針として「倫理規範」および「コンプライアンス基本方針」を定め、役職員へのコンプライアンスの徹底を図る。
- (3) コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス課題への対応の具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定めるとともに、その進捗を管理するためにコンプライアンスに関する統括部署を設置する。
- (4) 「アイペットヘルプライン（内部通報制度）」を設置し、法令遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む。）には、公益通報者保護法に基づく通報を行うことが可能な体制を整備する。
- (5) 反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組み、コンプライアンス委員会で反社会的勢力への対応体制を整備し、社内啓蒙の推進等を行うとともに、外部専門機関とも連携して毅然たる対応を行う。
- (6) 「情報セキュリティ基本方針」を定め、個人情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- (7) 「利益相反管理に関する基本方針」を定め、お客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するための態勢を整備する。
- (8) 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置し、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について実査および評価を行う。内部監査結果については、監査等委員会に報告を行い、監査等委員は取締役会に報告する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 取締役会で適切なリスク管理を行うため、「リスク管理方針」を定め、各種リスクについて常に把握できる体制を整備する。
- (2) 「リスク管理方針」にしたがい、リスク管理を適切に実施するための組織・体制を整備し、その責任を明確にするとともに、当社の抱えるリスクおよびリスク管理の状況を取締役に報告する。
- (3) リスク管理の状況については監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回以上の取締役会を開催し、また、迅速な意思決定を行うため、必要に応じ臨時取締役会または電子による取締役会を開催し、重要な決定を行う。
- (2) 規程等、職務権限、意思決定ルール等を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる態勢を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 規程等を定め、取締役会等の重要な会議の議事録および関連資料ならびにその他取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理の徹底を図る。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 監査部を監査等委員会の職務を補助する組織とし、監査部の職員は監査等委員会の職務を補助するスタッフ（以下、「監査等委員会スタッフ」として、監査等委員会の職務を補助する。
- (2) 監査等委員会スタッフに対する人事考課、人事異動および懲戒処分は、監査等委員会の同意を得たうえで行う。
- (3) 監査等委員会スタッフは、その業務に関して監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員以外の取締役等からの指揮命令を受けない。
- (4) 監査等委員会スタッフは、その業務に関して必要な情報収集権限を有する。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 役職員は、重大な法令・定款違反その他会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告し、また、コンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に監査等委員会に報告する。
- (2) 監査等委員会へ報告をした役職員に対し、会社は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならない。監査等委員会は、その事実を知った場合は、代表取締役に対して是正を要請することができる。
- (3) 監査等委員会が、取締役の職務執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告した場合は、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査等委員会に報告する。
- (4) 役職員は、内部通報制度の通報内容を速やかに監査等委員会に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 監査等委員は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができる。
- (3) 役職員は、いつでも監査等委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催する。
- (4) 監査等委員が、取締役、内部監査部門、会計監査人、およびその他監査等委員の職務を適切に遂行するうえで必要な者（保険計理人や役職員等）との十分な意見交換を行う機会を確保する。
- (5) 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、適切に処理する。

社内・社外の監査・検査態勢

当社では、内部監査部門として、社内の各部門から独立した組織である「監査部」を設置し、内部監査を実施しています。内部監査は、監査等委員会で承認された「内部監査方針」「内部監査計画」に基づき、すべての部門を対象に実施されます。

社内の監査態勢(内部監査)

1. 内部監査の目的

内部監査は、会社の業務が法令・社内規程等のルールに則って実施されているかなど、法令等遵守態勢を含む内部管理態勢の適切性・有効性・効率性について、他の部門からの干渉を受けることなく検証・評価し、課題の改善に向けて指摘・提言を行います。

それにより、当社業務の健全かつ適切な運営を確保し、お客さまをはじめとする社会の信頼を得られる企業であり続けることを目的としています。

2. 内部監査の対象および概要

内部監査は、営業部門、保険金サービス部門、本社部門など、すべての部門における業務活動を対象に実施されます。

内部監査の実施に際しては、監査等委員会で承認された「内部監査規程」に基づき、法令等遵守態勢、情報管理態勢、保険募集管理態勢、保険金等支払管理態勢等について、各部門の責任者や担当者に対するヒアリングおよび現物監査を実施し、その実効性の確保に努めています。

3. 内部監査の結果

内部監査実施後、監査対象部門に対し監査結果を通知し、是正・改善計画の提出を求めます。その後、是正改善状況の進捗についてフォローアップ監査を行い、内部監査の実効性確保に努めています。

また、内部監査結果は定期的に監査等委員会および取締役会に報告しています。

社外の監査・検査態勢

当社は、EY新日本有限責任監査法人による会社法および金融商品取引法に基づく法定監査を受けています。

また、保険業法に基づく金融庁による検査を受けることになっています。

(2019年7月1日現在)

リスク管理体制について

当社が直面する経営上のリスクに的確に対応し、お客さま・株主・その他すべてのステークホルダーへの責任を果たすべく、これらのリスクを適切に把握・評価し、管理するためのリスク管理態勢を構築しています。

リスク管理方針

当社では、リスク管理を経営の最重要課題と位置付け、取締役会において「リスク管理方針」を制定し、リスク管理を行っています。

リスクの正確な把握と適切な管理

当社は、収益部門と分離されたリスク管理部門（コンプライアンス・リスク管理部）の設置や、経営会議の諮問機関としてのERM委員会の設置を通じ、全社的なリスクの統合的管理に努めています。

具体的には、「リスク管理方針」等に基づき、当社が主に管理するリスクを「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」と定め、これらのリスクについて、各専門委員会（商品・財務管理・事務・システム）における定期的なモニタリング等を通じ、正確な状況把握・的確な評価を通じて、適切に管理を行っています。

なお、これら専門委員会におけるリスク状況のモニタリング結果（重要なリスク情報）は、ERM委員会を通じ、定期的な経営への報告を確保する等、リスク管理態勢の一層の整備・強化を進めています。

加えて、内部監査部門による、リスク管理プロセスの適切性・有効性の監査等を通じ、リスク管理態勢の高度化に努めています。

主なリスクとその管理体制

当社が主に管理しているリスクおよび、その管理体制は以下のとおりです。

「保険引受リスク」

経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反して変動すること等により、損失を被るリスクをいいます。

当社では、商品委員会において保険商品別の収支管理を徹底しており、経営に重大な影響を及ぼすリスクの増大を把握した場合には、商品の改廃を含めた適切な対応を行うことで、適正な水準を維持しています。

「資産運用リスク」

「金利・株価・為替等の変化」や「与信先の財務状況の悪化」等に伴い保有資産等の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当社では、財務管理委員会において資産特性に応じた資産残高や収支状況の管理を実施しており、経営に重大な影響を及ぼすリスクの増大を把握した場合には、それら資産の売却を含めた適切な対応を行うことで、適正な水準を維持しています。

「流動性リスク」

犬・猫等のパンデミック型の疾病の発生等による急激な保険金の支払い増加による資金繰りの悪化や、市場の混乱等による市場での取引不能等が生じ、通常よりも著しく不利なコストでの追加資金調達・不利な条件での資産売却を余儀なくされること等により、損失を被るリスクをいいます。

当社では、財務管理委員会において適正な資金の流出入状況を把握・管理する等し、十分な流動性資産の確保を行っています。

「事務リスク」

役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、当社またはお客さま等が損失を被るリスクをいいます。

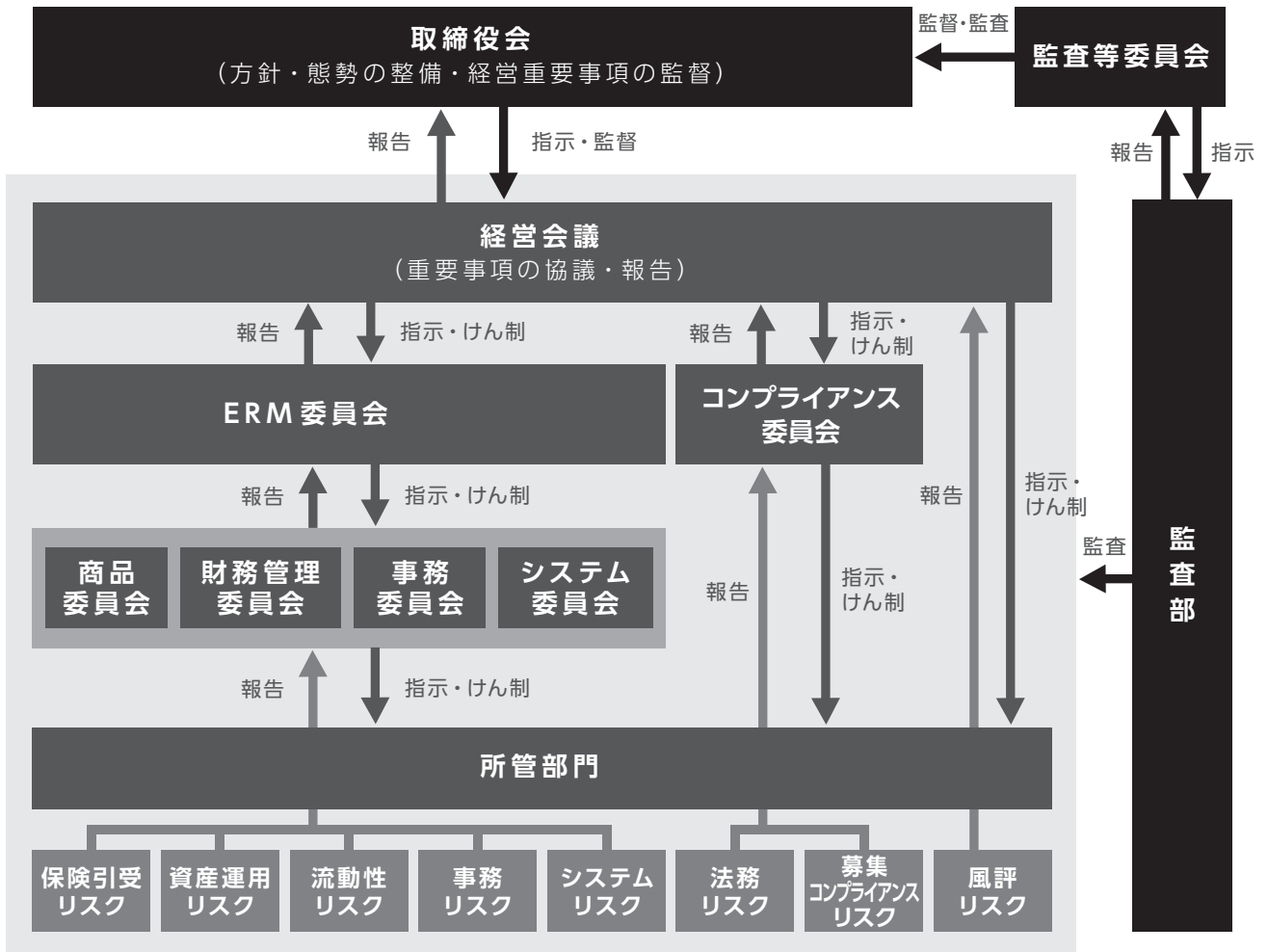
当社では、事務委員会において不適切な事務処理等の発生状況をモニタリングする等、コンプライアンスの推進と一体となった改善策の検討等を通じ、適切な事務手続きの実践に努めています。

「システムリスク」

システムダウンまたは誤作動、セキュリティ対策の不備等が原因となって、当社またはお客さま等が損失を被るリスクをいいます。

当社では、システム委員会において、情報セキュリティに関わる取組推進やシステム障害の発生状況のモニタリング等を通じ、情報システムの安全確保や重要情報の漏えい防止に努めています。

リスク管理体制図 (2019年7月1日現在)



コンプライアンスの推進

コンプライアンス基本方針

当社は、全ての活動の原点を社会的な信頼に置き、「公共性の高い事業を営む損害保険会社」として、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと位置付け、全ての役職員が常に企業の社会的責任を意識し、法令・その他の社会規範および社内ルール等（以下、「法令等」といいます）に則った、お客さまの信頼に応える公明・公正な企業活動を実現するため、本方針を制定しています。

1. 法令等遵守の徹底

当社は、法令等を遵守し、適切かつ健全な企業活動を行います。

(1) 法令等の厳格な遵守

当社は、法令や社会のルールおよび社内規則の遵守に止まらず、その精神を理解し、高い倫理感を持って誠実に行動します。

(2) 適切な保険業務の徹底

当社は、お客さまの満足と信頼が得られるよう、お客さまのニーズに応える質の高い商品およびお客さまの視点に立ったサービスを提供するとともに、保険金等のお支払いを適切に行います。

(3) 公正かつ自由な競争

当社は、提供する商品・サービスなどに関し、不正な取決め等によりお客さまに不利益を与える行為や、取引上の立場を利用し相手方に不利益を与える行為等の不正な競争行為を行いません。

(4) 利益相反の防止

当社は、業務遂行にあたって常に公私の別を考慮して行動し、会社の正当な利益に反し、自らのまたは第三者の利益を図る行為を行いません。

(5) インサイダー取引の禁止

当社は、会社または業務上知り得た未公表の重要情報を、会社および個人の資産運用またはその他の私的経済行為に利用しません。

(6) 知的財産権の保護

当社は、著作権・商標権・特許権等の知的財産権を侵害することがないように十分に留意します。

2. 社会に対する対応

当社は、社会・政治との適切な関係を維持します。

(1) 反社会的勢力の排除

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、反社会的勢力を社会全体から排除していくことに貢献します。

(2) 不適切な接待・贈答等の禁止

当社は、業務上の地位を利用して、金品その他の不正の利益を得ることや、法令に違反したり、社会的に不適切な接待・贈答の授受をすることは認めません。

(3) お客さまの声への適切な対応

当社は、お客さまの声に真摯に耳を傾け、誠実かつ迅速な対応を行います。また、お客さまの声には当社が気付いていないニーズや課題のヒントがあると考え、改善につなげます。

(4) 社会貢献活動

当社は、企業は社会の持続的かつ健全な発展に対して大きな責任を担う存在であると自覚し、「良き企業市民」として自主的かつ積極的に社会貢献活動等に取り組みます。

(5) 地球環境への取組み

当社は、正常健全な地球環境が、企業の存立と活動に必須の要件であることを認識し、環境問題に主体的かつ積極的に取り組みます。

3. 経営の適切性・透明性

当社は、適切な業務運営・透明性の高い経営に努めます。

(1) 適切な情報開示・説明

当社は、商品・サービス内容や経営情報について、

全てのお客さまに対し正しく開示・説明します。

(2) 適切な情報管理

当社は、業務上知り得た個人情報を含むお客さまの情報について、法令等に従い適切に取り扱います。また、会社が公表していない情報を適切に管理します。

4. 人権の尊重等

当社は、お客さま、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。

(1) 人権の尊重

当社は、基本的人権を尊重し、個人の多様性・人格・個性・プライバシーの侵害は一切容認しません。

(2) 職場環境の確保

当社は、役職員のゆとりや豊かさを実現し、快適で安心できる働きやすい環境を創ります。

コンプライアンス推進体制

当社は、会社全体としてコンプライアンスの推進および徹底を図るため、コンプライアンスに関する重要事項を検討・審議することを目的としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・リスク管理部が中心となって全社的なコンプライアンスを推進しています。

さらに、コンプライアンスの推進・啓蒙・遵守状況の確認等を担う責任者として、各部門長を「コンプライアンス・オフィサー」として配置することで、各部門におけるコンプライアンスを推進しています。

コンプライアンス・マニュアル

全役職員へのコンプライアンス推進を目的として、遵守すべき法令等を解説するとともに、コンプライアンス上問題となる具体的な事例とその問題点および正しい取扱いについて示した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、役職員全員に配布のうえ研修を実施しています。

また、募集代理店には、募集代理店が遵守すべき法令等や募集活動に関するルール等について示した手引書として「コンプライアンス・マニュアル（代理店用）」を作成し、配布するとともに、コンプライアンスに対する意識向上のため、コンプライアンス研修等を定期的に行うことで、周知徹底を図っています。

コンプライアンス・プログラム

当社は、コンプライアンスの推進に向けた全社的な取組みとして、態勢整備・教育・研修等の具体的な目標を掲げたコンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、取締役会の承認を受けています。

各部門は、コンプライアンス・プログラムに関する詳細な項目や推進施策を定めた年間活動計画に基づき活動し、その実施状況については、コンプライアンス・リスク管理部が四半期毎に評価したうえでコンプライアンス委員会および取締役会へ報告しています。

内部通報制度

当社の全役職員および当社の取引事業者の役職員を対象として、「内部通報制度規程」に基づく報告・相談体制（内部通報制度）を整備しています。

内部通報制度は、役職員が、日常業務等において、法令、社内ルール、社会一般の倫理や常識等のコンプライアンスの観点から、疑問もしくは問題と思われる行為を目撃したり耳にした場合に、自己の関与の如何に関わらず報告・相談できる制度です。本制度を通じて、コンプライアンス違反の早期発見と是正を推進しています。

個人情報保護

当社は、お客さまの個人情報を適正に取り扱うことが企業としての当然の責務であるとの認識のもと、「個人情報の保護に関する法律」および関連ガイドライン等に則り、社内規程類を整備するとともに、それらに基づく措置を講じています。

また、役職員および代理店への教育・指導やモニタリングを行うことを通じ、個人情報の適切な管理の徹底に継続的に取り組んでいます。

お客さまの個人情報の取扱いについては、「プライバシーポリシー」を策定し、当社ホームページで公表しています。

プライバシーポリシー

1. 個人情報に対する基本姿勢

アイペット損害保険株式会社(以下、「当社」といいます)は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、その他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って適切な措置を講じます。

当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでいきます。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善します。

2. 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

当社では、主に保険契約の申込書、契約書、取引書類、保険金請求書およびアンケート、キャンペーン等の実施により、個人情報を取得します。また、各種お問合せ、ご相談等に際し、通話の録音等により個人情報(「8. 特定個人情報等のお取扱い」の個人番号、および特定個人情報を除く)を取得することがあります。

3. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報を除く。「8. 特定個人情報等のお取扱い」をご覧ください)を、以下の目的および「6. 個人データの共同利用」に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます)に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、以下のとおり当社ホームページ等に公表します。また、取得の場面に依りて利用目的を限定するよう努め、パンフレット・契約のしおり等に記載します。更に、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

- (1) 損害保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供(保険契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務、損害調査業務等)を行うため
- (2) 当社グループ会社・提携先企業会社とその関連会社・当社代理店の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内のため
- (3) 他の事業者から個人情報(個人データ)の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

- (4) 市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発のため
- (5) 当社社員の採用、当社代理店の新設および維持・管理のため
- (6) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため
- (7) お問合せ・依頼等への対応のため
- (8) その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため
利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げるときを除き、ご本人の同意を得るものとします。

4. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(個人番号および特定個人情報を除く。「8. 特定個人情報等のお取扱い」をご覧ください)を提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店、動物病院等の業務委託先に提供する場合
- (3) 当社のグループ会社および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合(「6. 個人データの共同利用」をご覧ください)
- (4) 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合(「6. 個人データの共同利用」をご覧ください)

当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

5. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認する等委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託します((4)(5)については特定個人情報等を含みます)。

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- (5) 個人番号関係事務に係る業務

6. 個人データの共同利用

当社は、当社のグループ会社および提携先企業とその関連会社との間で、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、個人データ(個人番号および特定個人情報を除く。「8. 特定個人情報等のお取扱い」をご覧ください)を次の条件のもと、共同利用することがあります。

- (1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容
- (2) 管理責任者：アイペット損害保険株式会社
- (3) 提携先企業：第一生命ホールディングス株式会社

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

また、当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者にかかわる個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報にかかわる個人データを共同利用します。

詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

7. センシティブ情報のお取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます）を次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続きを伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属または加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令等に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. 特定個人情報等のお取扱い

マイナンバー法にて定められている個人番号、および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。マイナンバー法で限定的に明記された場合を除き、個人番号、および特定個人情報を第三者に提供しません。また、「6. 個人データの共同利用」の共同利用も行いません。

9. ご契約内容および保険金請求に関するご照会について

ご契約内容および保険金の支払内容に関するご照会については、「13. お問い合わせ窓口」までお申し出ください。ご照会者がご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応します。

10. 個人情報保護法に基づく保有個人情報および特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人情報および特定個人情報等に関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等に関するご請求については、「13. お問い合わせ窓口」までお申し出いただき、当社所定の請求書類等をご提出ください。ご請求者をご本人であることをご確認させていただくとともに、後日、原則として書面で回答します。利用目的の通知請求および開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更します。

11. 個人データおよび特定個人情報等の管理について

当社は、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データおよび特定個人情報等の安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性および最新性の確保に努めています。

12. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

13. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。

当社の個人情報、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いならびに個人データおよび特定個人情報等の安全管理措置に関するご照会、ご相談は、下記までお問い合わせください。

また、当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品、サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問合せ先までお申し出ください。

【お問合せ先】

アイペットコンタクトセンターお客さま総合ダイヤル

0800-919-1525（通話無料）

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～18:00

（土曜・日曜・祝休日・年末年始を除きます。）

14. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

<お問合せ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105

ワテラスアネックス7階

電話：03-3255-1470

受付時間：9:00～17:00 土日祝祭日および年末年始を除く

ホームページアドレス (<http://www.sonpo.or.jp>)

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当社は、以下に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との関係遮断に努め、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保します。

1. 組織体としての対応

当社は、本方針に基づき社内規程を設けるとともに必要な態勢を整備し、担当者や担当部門だけに任せることなく、経営陣以下、組織全体として反社会的勢力等に対応します。また、反社会的勢力等に対応する役職員の安全を確保します。

2. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等に対して毅然とした姿勢で臨み、不当要求等を断固拒否するとともに、取引関係（提携先を通じた取引を含む。）を含めて一切の関係を遮断することにより、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

3. 裏取引や資金提供等の禁止

反社会的勢力等による不当要求等が、事業活動上の不祥事や役員等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は絶対に行いません。

4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力等による不当要求等に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携を図ります。

5. 不当要求等における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等による不当要求等がなされた場合には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しません。

利益相反管理基本方針

当社は、以下の方針に基づき、当社の行う取引に伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行います。

1. 対象取引およびその特定方法

当社は、本方針に基づく管理の対象となる取引やその特定方法などを以下のとおり定め、利益相反のおそれのある取引を適切に管理します。

(1) 対象取引

当社は、当社が行う取引のうち、「お客さまの利益を不当に害されるおそれのある取引」を「利益相反のおそれのある取引」として管理します。

また、「お客さま」とは、当社と取引関係のある、または取引を行おうとする、もしくは過去に取引関係があり当社に対して法律上の権利を有しているお客さまをいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引を以下のとおり類型化し、管理を行います。

- ①お客さまの利益と当社の利益が相反するおそれのある取引
- ②お客さまの利益と当社の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引
- ③当社が保有するお客さまに関する非公開情報をお客さまの同意なく利用し、当社または当社の他のお客さまが利益を得る取引（個人情報保護法または当社に適用されるその他の法令等、および当社のプライバシーポリシーの規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。）
- ④上記①から③のほか、当社のお客さまの保護等の観点から、特に管理を必要とする取引またはその他の行為

(3) 対象取引の特定方法

当社は、以下に掲げる状況を総合的に勘案し、個別の取

引ごとに対象取引に該当するか否かを特定します。

- ①お客さまが、自己の利益が優先されることを合理的に期待するおそれのある場合
- ②お客さまの利益を不当に害することにより、当社が経済的利益を得る、または経済的損失を回避するおそれのある場合
- ③お客さまの利益以上に当社の他のお客さまの利益を優先する経済的またはその他の要因がある場合

2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法またはその他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門とを分離する方法
- (2) 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることにつき、お客さまに適切に開示する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理部門、利益相反管理責任者を定め、利益相反に関わる情報の収集を行うことにより、対象取引を一元的に管理します。

また、利益相反管理部門は、対象取引の適切な管理を行うため、全役職員に対する必要な研修・教育を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切な業務の確保に努めます。

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。

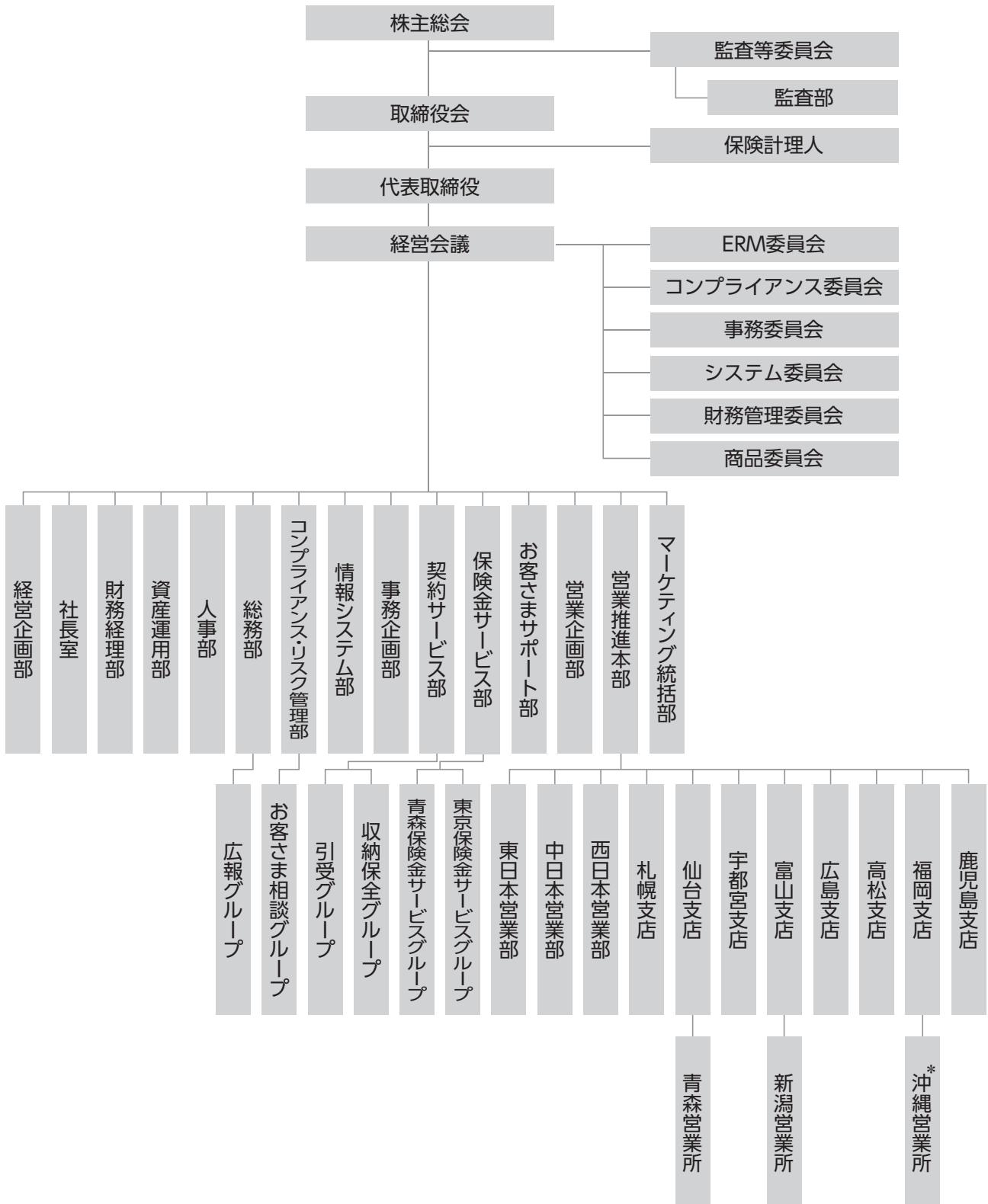
この確認は、関係法令のほか公益社団法人 日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」

に基づき行っています。

なお、当社では、第三分野保険を取り扱っていないため、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストの実施対象ではありません。

(1) 会社データ
組織

(2019年7月1日現在)



* 2019年8月1日開設予定

株式・株主の状況等

株式の状況 (2019年3月31日現在)

発行する株式の種類	普通株式
発行可能株式総数	18,000千株
発行済株式総数	5,335千株
単元株式数	100株
総株主数	1,091名

基本の事項

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に開催いたします。
基準日	3月31日
公告方法	電子公告により行います。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 https://www.ipet-ins.com/company/ir/public_notice.html
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
上場証券取引所	東京証券取引所マザーズ

株主総会開催状況

第15期定時株主総会は、2019年6月22日（土）に開催されました。報告事項および決議事項は以下のとおりです。

<報告事項>

第15期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

<決議事項>

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬限度額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件
- 第7号議案 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額設定の件

株式の分布状況

1. 所有者別状況

(2019年3月31日現在)

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)									単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人・その他	自己名義株式	計	
					個人以外	個人				
株主数 (人)	—	5	13	29	22	3	895	1	968	—
所有株式数 (単元)	—	6,630	396	37,550	3,089	4	5,666	5	53,340	1,657
所有株式数の割合 (%)	—	12.43	0.74	70.40	5.79	0.01	10.62	0.01	100.00	—

2. 所有株数別状況

(2019年3月31日現在)

区分	1単元未満	1単元以上	5単元以上	10単元以上	50単元以上	100単元以上	500単元以上	1,000単元以上	5,000単元以上	計
株主数 (人)	123	773	72	88	12	15	1	6	1	1,091
総株主数に対する割合 (%)	11.27	70.85	6.60	8.07	1.10	1.37	0.09	0.55	0.09	100.00
株式数 (株)	778	104,363	42,357	172,284	68,743	262,690	91,640	1,558,800	3,034,002	5,335,657
発行済株式総数に対する割合 (%)	0.01	1.96	0.79	3.23	1.29	4.92	1.72	29.21	56.86	100.00

3. 地域別状況

(2019年3月31日現在)

区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	外国	合計
株式数 (株)	2,815	8,054	4,684,215	30,634	275,980	5,838	3,300	15,821	309,000	5,335,657
発行済株式総数に対する割合 (%)	0.05	0.15	87.79	0.57	5.17	0.11	0.06	0.30	5.79	100.00

上位10名の株主

(2019年3月31日現在)

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ドリームインキュベータ	3,034	56.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	483	9.06
INTERACTIVE BROKERS LLC	235	4.40
双日株式会社	234	4.38
株式会社フォーカス	234	4.38
株式会社ソウ・ツー	210	3.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	162	3.03
アイペット損害保険従業員持株会	91	1.71
山村鉄平	28	0.52
工藤雄太	27	0.51

配当政策

当社は保険事業の経営基盤を確立させるフェーズにあるため、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当面の間は内部留保の充実を図りつつ、事業拡大や事業効率化のための投資、優秀な人材の確保や育成投資等の中長期的投資に充当し、企業価値の増大に努める方針であります。今後につきましては、将来の成長戦略、業績、財務状況等を総合的に勘案して利益配当も検討してまいります。なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は会社法に規定する中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

資本金の推移及び新株発行の状況

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)	摘要
2016年3月31日	普通株式 782,000	普通株式 1,958,044 A種株式 900,000 B種株式 350,000	250	3,314	250	3,028	有償第三者割当
2016年3月31日	普通株式 1,971,520 A種株式 △900,000	普通株式 3,929,564 B種株式 350,000	—	3,314	—	3,028	取得条項付株式の転換によるA種株式900,000株の減少及び普通株式1,971,520株の増加
2016年3月31日	普通株式 766,703 B種株式 △350,000	普通株式 4,696,267	—	3,314	—	3,028	取得請求権付株式の転換によるB種株式350,000株の減少及び普通株式766,703株の増加
2017年12月31日	普通株式 1,200	普通株式 4,697,467	0	3,315	0	3,028	新株予約権の行使による増加
2018年4月24日	普通株式 450,000	普通株式 5,147,467	589	3,905	589	3,618	有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
2018年5月28日	普通株式 102,700	普通株式 5,250,167	134	4,039	134	3,753	有償第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
2018年8月20日	普通株式 10,000	普通株式 5,260,167	19	4,059	19	3,773	譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加
2018年10月19日	普通株式 7,200	普通株式 5,267,367	15	4,075	15	3,789	譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加
2018年4月 1日～ 2019年3月31日	普通株式 68,290	普通株式 5,335,657	22	4,097	22	3,811	新株予約権の行使による増加

役員等の状況

取締役および執行役員

1. 監査等委員でない取締役

(2019年7月1日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴	担当
代表取締役 社長執行役員	山村 鉄平	1975年3月27日生	1997年 4月 安田生命保険相互会社入社 2013年 5月 当社入社 2014年10月 当社取締役営業企画管理本部長 2015年 6月 当社取締役総括補佐 2016年 6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	総括
取締役 常務執行役員 人事部長	工藤 雄太	1977年8月2日生	2004年12月 新日本監査法人入所 2011年 8月 当社入社 2013年 6月 当社取締役人事総務部長兼財務経理部長 2015年 5月 当社取締役財務経理部長兼資産運用部長 2015年 6月 当社執行役員財務経理部長 2016年 4月 当社取締役財務経理部長 2016年 6月 当社取締役常務執行役員財務経理部長 2019年 4月 当社取締役常務執行役員人事部長（現任）	人事部 総務部 財務経理部 資産運用部
取締役 常務執行役員 社長室長	青山 正明	1979年11月25日生	2004年 4月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2012年 6月 当社社外取締役 2015年 6月 株式会社ドリームインキュベータ執行役員 2016年 4月 当社入社 2016年 5月 当社執行役員 2016年 6月 当社取締役常務執行役員 2016年 8月 当社取締役常務執行役員経営企画部長 2017年 4月 当社取締役常務執行役員 2018年 9月 株式会社ビザスク非常勤監査役（現任） 2019年 6月 当社取締役常務執行役員社長室長（現任）	社長室 マーケティング統括部
取締役 執行役員	有岡 正裕	1953年3月20日生	1977年 4月 日本生命保険相互会社入社 2007年 4月 大星ビル管理株式会社出向 2009年 6月 同社取締役 2011年 6月 同社常務取締役 2016年 4月 当社社外監査役 2017年 1月 当社取締役 2018年 7月 当社取締役執行役員（現任）	事務企画部 保険金サービス部 契約サービス部 お客さまサポート部 コンプライアンス・リスク管理部
取締役 執行役員	武藤 正典	1953年9月29日生	1977年 4月 日本生命保険相互会社入社 2002年 3月 同社ネットワーク業務部長 2004年 4月 ニッセイ同和損害保険株式会社出向 2004年 4月 同社お客さまサービス部長 2006年 4月 同社転籍 公務部長 2007年 4月 同社執行役員公務部長 2008年 4月 同社執行役員監査部長 2010年 6月 ニッセイ同和損害調査株式会社社長 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害調査株式会社副社長 2014年 7月 株式会社三木組非常勤監査役 2019年 6月 当社取締役執行役員（現任）	経営企画部 情報システム部
取締役 執行役員	疋田 英一郎	1959年1月6日生	1982年 4月 三井生命保険相互会社入社 2002年 4月 同社津支社支社長 2004年 4月 三井生命保険株式会社関西エリア本部副本部長 2008年 4月 同社商品開発部長 2010年 4月 同社執行役員営業統括部長 2013年 3月 同社常務執行役員営業戦略本部長 2013年10月 同社常務執行役員営業戦略統括本部長 2014年 4月 独立行政法人医薬品医療機器総合機構監事 2019年 7月 当社取締役執行役員（現任）	営業企画部 営業推進本部
取締役	原田 哲郎	1965年9月22日生	1981年 4月 海上自衛隊入隊 1990年 4月 日本生命保険相互会社入社 2000年10月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2006年 6月 同社執行役員 2017年11月 当社取締役（現任） 2018年 6月 株式会社ドリームインキュベータ取締役執行役員（現任）	—

2. 監査等委員である取締役

(2019年7月1日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴	担当
取締役 常勤監査等委員 (社外)	星田 繁和	1953年8月31日生	1977年 4月 三井生命保険相互会社入社	—
			2004年 4月 三井生命保険株式会社執行役員	
			2006年 4月 同社常務執行役員	
			2008年 6月 同社取締役常務執行役員	
			2010年 4月 同社取締役専務執行役員	
			2012年 6月 公益財団法人三井生命厚生財団理事長	
			2017年 1月 当社社外監査役	
			2019年 6月 当社社外取締役 (常勤監査等委員) (現任)	
取締役 監査等委員 (社外)	比護 正史	1950年12月8日生	1973年 4月 大蔵省入省	—
			1997年 7月 北海道財務局長	
			1998年10月 預金保険機構金融再生部長	
			2001年 7月 財務省大臣官房審議官	
			2004年 4月 日本環境安全事業株式会社取締役	
			2005年 1月 弁護士登録	
			2007年 6月 株式会社損害保険ジャパン顧問	
			2013年 4月 白鷗大学大学院法務研究科教授	
			2013年 9月 一般社団法人第二地方銀行協会参与	
			2014年 6月 株式会社岡三証券グループ社外監査役	
			2015年 6月 同社社外取締役 (現任)	
2016年 1月 ブレークモア法律事務所パートナー (現任)				
2016年 4月 当社社外取締役				
2017年 4月 白鷗大学法学部教授 (現任)				
2019年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)				
取締役 監査等委員 (社外)	石井 雅実	1952年9月4日生	1976年 4月 安田火災海上保険株式会社入社	—
			2005年 4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員 企画開発部長兼団体組織開発部長	
			2005年 7月 同社執行役員	
			2007年 4月 同社常務執行役員企業営業企画部長	
			2007年 6月 同社取締役常務執行役員	
			2010年 6月 同社代表取締役専務執行役員関西第一本部長	
			2011年 4月 同社代表取締役副社長執行役員関西第一本部長	
			2012年 6月 株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役社長	
			2013年 6月 日本郵政株式会社取締役	
			2014年 7月 株式会社損害保険ジャパン顧問	
			2014年 9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問	
			2019年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	
			2019年 6月 株式会社南都銀行社外取締役 (現任)	

3. 執行役員 (取締役を兼務する執行役員は除く)

(2019年7月1日現在)

役名	氏名	担当
執行役員	河村 陽介	契約サービス部、お客さまサポート部
執行役員	雨宮 士朗	コンプライアンス・リスク管理部
執行役員	河西 正人	マーケティング統括部
執行役員	長森 諭志	営業推進本部
執行役員	渡邊 章	情報システム部

会計監査人の状況

(2019年7月1日現在)

氏名または名称

EY新日本有限責任監査法人

従業員の状況

(2019年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	男女比率	
483名	33.6歳	男 35%	女 65%

採用方針

当社は、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という経営理念、および「より安心なペットとの生活を共に創る。」という経営ビジョンの実現に向けた採用活動を行っています。当社が求めるのは、この理念とビジョンに心から共感し、ペット保険の普及と業界の発展に向けて情熱を傾け、長期的視野を持って就業できる人財です。また、お客さま目線で業務に取り組むことができ、会社の成長と共に自身の成長も促せる人財を積極的に採用しています。

人財育成

当社では、人財こそが企業価値の源泉であり、人財育成は企業の持続的成長に欠かすことができないテーマだと考えています。当社は、目標実現に向け、自ら課題を発見し、解決に向けた施策を実行できる人財への支援を惜しまず、継続してまいります。そのために、画一的なキャリアパスにあてはめるのではなく、個人の志向性に合わせてキャリアパスを設計、支援できるようにしています。具体的な取組みについては、Off-JT・OJT、チューター・メンター制度、ジョブ・ローテーションが挙げられます。

Off-JT・OJT

Off-JTは、入社時研修やコンプライアンス研修、Eラーニングを活用した学習プログラムを利用し、社会人として、また損害保険会社の従業員として必要な知識を習得するプログラムや、個人の能力開発のために必要な研修を従業員の要望に応じて適宜実施しています。OJTについては、実務的で専門性の高い研修を所属部署ごとで実施しています。

チューター・メンター制度

主に新入社員を対象として、業務やキャリアについて支援を行っています。自ら働きかけ、自己実現を果たすための相談には時間を惜しまず支援する体制を整えています。

ジョブ・ローテーション

長期的なキャリア形成の実現を支援するための制度です。配属は個々のキャリア志向と適性を考慮したうえで決定しますが、志向性や目標が変わるといことは十分起こりえることです。そのため、時間の経過とともに個々のキャリア志向に合わせ、従業員と当社の双方にとって最適なローテーションプランを考え、実施しています。

福利厚生

当社では、役職員が長く安心して働ける環境を提供するために、様々な福利厚生制度を設けています。具体的には、長期的な財産形成支援を目的とした従業員持株会、確定給付型企業年金基金を利用した退職金制度やペットとの時間を大切にするためのペット休暇を設けています。

(2) 業績データ

保険会社の主要な業務に関する事項

直近の事業年度における事業概況

事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の回復が継続するなか、企業収益の改善と旺盛な設備投資需要、雇用所得環境の改善が見られるなど、緩やかな景気回復基調が継続いたしました。

ペット業界においては、矢野経済研究所が2019年3月に発行した「ペットビジネスマーケティング総覧 2019年版」によると、2017年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.4%増の1兆5,193億円で推移し、2018年度は前年度比1.5%増の1兆5,422億円と見込まれております。一般社団法人ペットフード協会の調査によると、全国の犬の飼育頭数の推計は近年減少傾向にあり、2018年には8,903千頭、猫の飼育頭数の推計は微増が続き2018年には9,649千頭となっております。一方、2018年の犬・猫の飼育頭数推計の合計値(18,552千頭)は15歳未満の総人口(15,399千人、2018年11月1日現在(確定値)、総務省統計局 人口推計)を超えており、日本の世帯においてペットが大きな位置づけとなっていることがうかがえます。ペットを大切な家族の一員と考える飼い主さまが増えていることを背景に、ペット一頭あたりへの支出が増加しており、今後もペット関連市場は拡大していくものと予測されております。

このような経営環境のもと、当社は「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という経営理念を掲げてペット保険事業の拡大・強化に努め、2018年4月25日には東京証券取引所マザーズに上場いたしました。そして2018年7月に「保険事業のさらなる強化」、「持株会社への移行とペットに関わる社会的課題の解決」、「デジタルイノベーションを梃子にした発展」を中長期的な方針とした中期経営計画を公表し、持続的成長に向けた各種施策に取り組んでおります。当事業年度においては、中期経営計画に基づき、以下のような施策を重点的に実施しました。

● リアルチャネルの強化

営業活動につきましては、前事業年度に引き続き、既存のペットショップ代理店とのさらなる関係深耕を図る一方、宇都宮、鹿児島島の2支店、青森、新潟の2営業所を開設し、販路拡大に注力しております。なお、2019年4月1日には高松支店を開設し、これにより、現在当社の営業拠点は業界最多の13拠点となっております。

● チャネルの複線化

当社は、継続してネットチャネルにも注力しております。株式会社カカクコム・インシュアランスが発表した「価格.com保険アワード2019 ペット保険の部」において、「うちの子」が申込数の多い保険商品として第1位を受賞しました。当社商品としては5年連続での受賞となります。さらに楽天インサイトでの調査においても「うちの子ライト」が手術補償特化型保険で契約数が6年連続1位となっております。その他、Tアンケート、Pontaリサーチ、東京商工リサーチでの各種調査においてもNo.1を獲得しました。

● ブランド力・認知度向上施策

当社のブランド力、ペット保険の認知度向上に向けては、オウンドメディア等の継続的な活用およびお客さま参加型イベントの開催等を積極的に行いました。具体的には、専門家監修の情報サイト「ワンペディア」、「にゃんペディア」の運営に加え、獣医師が病気・事故対策情報を提供する「うちの子 HAPPY PROJECT」活動の第二弾として異物誤飲対策の啓蒙や、お客さま参加型企画「ワン!

にゃん!カレンダー2019」、「第5回ワン!にゃん!かるた」等を実施いたしました。2019年3月には当社が特別協賛した日本最大級のドッグマラソン「アイペット うちの子HAPPYマラソン 2019」が開催され、約8,000名が来場しました。また、CSV活動の一環として、前述の各種情報提供に加え、子どもたちへの動物愛護についての教育の支援、「災害救助犬ボランティア・ベンダー」の設置など、お客さまが安心してペットと暮らせる社会の実現を目指す活動を継続して行ってまいりました。さらに、乃木坂46を起用したプロモーションの展開等も継続して実施いたしました。

● 商品とサービスの拡充

商品・サービスにつきまして、当社では、犬・猫専用のペット保険「うちの子」「うちの子プラス」「うちの子ライト」、鳥・小動物向けのペット保険「うちの子キュート」を販売しております。2018年11月には、幅広いお客さまのニーズにお応えするため、「うちの子キュート」の対象ペットを、鳥・うさぎ・フェレットからカメ・トカゲ・ハリネズミ・モモンガ・リス・プレーリードッグ等のエキゾチックアニマルに拡大する商品改定を実施いたしました。

● 対応動物病院数の増加

当社では、動物病院の窓口で保険証を提示すると、その場で自己負担分のみを支払いで診療を受けられる「アイペット対応動物病院制度」を提供しております。この制度を利用することができる対応動物病院数は、当事業年度末で4,701施設(前事業年度より280件増加)と、順調に増加しております。

● 第一生命ホールディングス株式会社との業務提携

2019年2月に第一生命ホールディングス株式会社と業務提携について基本合意しました。今後は第一生命保険株式会社による当社のペット保険商品の販売、両社のオウンドメディアによる商品の相互案内、商品・サービスの開発や販売促進等の面でのノウハウおよび人材交流等を行うことにより、事業基盤の強化や企業価値の向上ならびに社会的課題の解決に向けた活動の推進を目指してまいります。

以上のような施策を行った結果、当事業年度末の保有契約数は423,352件(前事業年度末より67,839件増加・同19.1%増)と順調に増加し、当事業年度における経営成績は以下のとおりとなりました。なお、当社は、経営者が意思決定する際に使用する社内指標(以下「Non-GAAP指標」といいます。)および日本基準に基づく指標(以下「J-GAAP指標」といいます。)の双方によって、経営成績を開示しております。両者の差異は、責任準備金の計算方法によるもので、Non-GAAP指標は未経過保険料方式、J-GAAP指標は初年度収支残方式に基づいております。詳細については、後述の「(普通責任準備金の取扱い:未経過保険料方式、初年度収支残方式による利益について)」をご参照ください。また、未経過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益および調整後当期純利益を開示しております。詳細については、後述の「(異常危険準備金の取扱い:調整後利益について)」をご参照ください。

1. 未経過保険料方式による経営成績 (Non-GAAP)

保険引受収益14,831百万円、資産運用収益60百万円などを合計した経常収益は14,941百万円(前事業年度比21.8%増)となりました。一方、保険引受費用9,243百

万円、営業費及び一般管理費5,224百万円などを合計した経常費用は14,487百万円(同22.5%増)となり、経常利益は453百万円(同2.1%増)となりました。

また、前事業年度において当時の基幹システム開発作業の遅延に伴い計上した特別損失(固定資産処分損)に対して、当事業年度にシステム開発を委託していた取引先から受け取った和解金170百万円を特別利益として計上したこと、税効果会計における企業分類の変更を行ったこと等により法人税等調整額を利益項目として720百万円計上したことなどにより、当期純利益は963百万円(前事業年度は当期純損失81百万円)となりました。さらに、調整後経常利益929百万円(同11.1%増)、調整後当期純利益815百万円(同163.6%増)となりました。

2. 初年度収支残方式による経営成績 (J-GAAP)

保険引受収益14,831百万円、資産運用収益60百万円等を合計した経常収益は、14,941百万円(前事業年度比21.8%増)となりました。一方、保険引受費用9,398百万円、営業費及び一般管理費5,224百万円などを合計した経常費用は14,643百万円(同25.1%増)となり、その結果、経常利益は297百万円(同47.0%減)、当期純利益は851百万円(同2521.2%増)となりました。

(普通責任準備金の取扱い：未経過保険料方式、初年度収支残方式による利益について)

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき、未経過保険料残高と初年度収支残高の大きい方を責任準備金として負債計上し、当事業年度の残高と前事業年度の残高の差分を繰入額として当事業年度に費用計上します。当社では、初年度収支残高が未経過保険料残高を上回って推移しており、現状、財務会計上は初年度収支残方式によっていますが、当社は社内管理用の指標として未経過保険料方式による損益を重要視しております。理由としまして、未経過保険料方式により算定された利益は、発生主義による利益と同額となるため、期間比較が可能となり当社の経営実態を適切に反映していると考えております。一方で、初年度収支残方式は、収支相等の原則に立脚しており、当事業年度に係る保険料から保険金、事業費を差し引いた残額が、翌事業年度以降の保険金支払い等の原資になるという考え方であり、初年度収支残方式により算出された利益は、発生主義による利益とならないことから期間比較ができないと考えております。また、上場企業のうち、初年度収支残方式に基づく損害保険会社が存在しないため、競合他社との比較の観点からも、投資家が当社の業績を評価する上で有用な情報として未経過保険料方式に基づく開示を行っております。なお、これらの数値は会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査の対象とはなっておりません。

(異常危険準備金の取扱い：調整後利益について)

異常危険準備金は、異常災害による損害の填補に備えるため、収入保険料の一定割合を毎期積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている損害率を超える場合に、その損害率を超える部分に相当する金額を取崩すこととされています。当社は損害率が基準よりも低いため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を毎期積み立てております。当社における未経過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益は、競合他社の同指標あるいは類似の指標と算定方法が近似するものであり、比較可能性を高めるものであります。なお、これらの数値は会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査の対象とはなっておりません。

3. Non-GAAP指標からJ-GAAP指標への調整

未経過保険料方式による経常利益 (Non-GAAP) から初年度収支残方式による経常利益 (J-GAAP) への調整は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2018年度
未経過保険料方式による経常利益 (Non-GAAP)	453
未経過保険料方式による普通責任準備金繰入額 (イ)	658
初年度収支残方式による普通責任準備金繰入額 (ロ)	814
差額 (イ-ロ)	△155
初年度収支残方式による経常利益 (J-GAAP)	297

また、未経過保険料方式による経常利益 (Non-GAAP) から調整後経常利益 (Non-GAAP) への調整は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2018年度
未経過保険料方式による経常利益 (Non-GAAP)	453
異常危険準備金影響額	475
調整後経常利益 (Non-GAAP)	929

さらに、未経過保険料方式による当期純利益 (Non-GAAP) から調整後当期純利益 (Non-GAAP) への調整は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2018年度
未経過保険料方式による当期純利益 (Non-GAAP)	963
異常危険準備金影響額	△147
調整後当期純利益 (Non-GAAP)	815

なお、未経過保険料方式、初年度収支残方式による普通責任準備金残高及び異常危険準備金残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2018年度
未経過保険料方式による普通責任準備金残高 (Non-GAAP)	3,533
初年度収支残方式による普通責任準備金残高 (J-GAAP)	3,832
異常危険準備金残高	2,223

対処すべき課題

当社では、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という経営理念のもと、「より安心なペットとの生活を共に創る。」という経営ビジョンの実現に向けて事業を行っております。2018年7月には、中期経営計画を公表し、この中で「保険事業のさらなる強化」、「持株会社への移行とペットに関わる社会的課題の解決」、「デジタルイゼーションを梃子にした発展」を中長期的な経営方針としています。2019年度は、この中期経営計画をさらに推進してまいります。

1. 保険事業のさらなる強化

保険事業については、重点施策として収益力の向上と事業費率の抑制に取り組みます。収益力の向上については、当事業年度に引き続き、ペットショップを中心としたリアルチャネルの強化、チャネルの複線化の推進とテーマ別の攻略、デジタルイゼーションの推進、認知度向上、商品・サービスの拡充、動物病院・獣医師向け施策の拡充に取り組みます。また、事業費率の抑制については、保険業は規模の経済が強く働く産業であることから経常収益の拡大に注力するとともに、データの電子化、業務の自動化、基幹システム等の入替え・システムインフラの継続的改善を行います。

2. 持株会社への移行とペットに関わる社会的課題の解決

近年、ペット業界の重要なテーマとしては、ペットの病気に対する不安や経済的負担、正確な医療情報提供、医療の高度化などの医療に関するもの以外にも、殺処分、ペット・飼い主の高齢化、不動産などのペットとの共生インフラ、ペットの飼育頭数減少などが挙げられます。当社は、これらの課題に向き合い、経営理念を体現しペット産業の一翼を担う企業としての存在意義を追求することを目指して持株会社化を検討しております。持株会社に移行することにより、グループとしての事業範囲を広げ、顧客一人あたりの収益の向上、集客コスト共通化によるサービス向上、グループとしての強化などが見込まれることに加え、保険事業の安定にも寄与するものと考えております。

3. デジタルイゼーションを梃子にした発展

当社では、MA（マーケティングオートメーション）ツール等のITツールやデータログを活用することで、お客さまに応じて適切なタイミングでコンテンツを提供し、接点の強化を図ることを目指しています。また、データの電子化やRPA、AIの導入を通じ、業務の自動化も推進していきたいと考えております。さらに、基幹システムやシステムインフラを中心に刷新し、システム効率を上げることで、コスト削減と施策のスピードアップおよび収益向上を目指します。

主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項目	年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		6,363 (+24.8%)	8,126 (+27.7%)	10,067 (+23.9%)	12,212 (+21.3%)	14,831 (+21.5%)
経常収益		6,364	8,128	10,071	12,268	14,941
保険引受利益		502	297	293	515	208
経常利益又は経常損失		△1,460	307	297	561	297
当期純利益又は当期純損失		△1,249	106	196	32	851
資本金の額 (発行済株式総数)		3,064 (2,426,044株)	3,314 (4,696,267株)	3,314 (4,696,267株)	3,315 (4,697,467株)	4,097 (5,335,657株)
純資産額		2,069	2,674	2,886	2,902	5,336
総資産額		5,278	6,978	8,179	9,250	13,574
特別勘定又は積立勘定として 経理された資産額		—	—	—	—	—
責任準備金残高		2,450	3,169	3,969	4,766	6,056
貸付金残高		—	—	8	25	119
有価証券残高		—	13	683	2,160	3,566
単体ソルベンシー・マージン比率		330.3%	379.2%	315.6%	284.8%	381.4%
配当性向		—	—	—	—	—
従業員数		198人	235人	307人	363人	483人

(注) 1 従業員数は、就業人員数であります。

2 未経過保険料の算定方法は、従来、純保険料を基礎とした1/24法（月央基準）によっておりましたが、顧客保護の観点から、より保守的に責任準備金を積み立てるため、2015年度において営業保険料を基礎とした1/12法（月末基準）に変更しております。従来の方により算定した場合、2015年度のリスク合計額は2,200百万円、ソルベンシー・マージン比率は337.0%であります。

主要な業務の状況を示す指標等

元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度			2018年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率	
火災	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	
その他 (ペット保険)	12,212 (12,212)	100.0% (100.0%)	21.3% (21.3%)	14,831 (14,831)	100.0% (100.0%)	21.5% (21.5%)	
合計	12,212	100.0%	21.3%	14,831	100.0%	21.5%	

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。

正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度			2018年度		
			構成比	増収率		構成比	増収率
火災	災	-	-	-	-	-	-
海上	上	-	-	-	-	-	-
傷害	害	-	-	-	-	-	-
自動車	車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	任	-	-	-	-	-	-
その他の	他	12,212	100.0%	21.3%	14,831	100.0%	21.5%
(ペット保険)		(12,212)	(100.0%)	(21.3%)	(14,831)	(100.0%)	(21.5%)
合計	計	12,212	100.0%	21.3%	14,831	100.0%	21.5%

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものであります。

受再正味保険料の額及び支払再保険料の額・・・・・・該当事項はありません。

解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度		2018年度	
火災	災	-	-	-	-
海上	上	-	-	-	-
傷害	害	-	-	-	-
自動車	車	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	任	-	-	-	-
その他の	他	56	85	56	85
(ペット保険)		(56)	(85)	(56)	(85)
合計	計	56	85	56	85

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金であります。

保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度		2018年度	
火災	災	-	-	-	-
海上	上	-	-	-	-
傷害	害	-	-	-	-
自動車	車	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	任	-	-	-	-
その他の	他	515	208	515	208
(ペット保険)		(515)	(208)	(515)	(208)
合計	計	515	208	515	208

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度		2018年度	
保険引受収益		12,212	14,831		
保険引受費用		6,983	9,398		
営業費及び一般管理費		4,713	5,224		
その他収支		-	-		
保険引受利益		515	208		

(注) 1 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書記載における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2 その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額等であります。

3 保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度		2018年度	
火災	災	-	-	-	-
海上	上	-	-	-	-
傷害	害	-	-	-	-
自動車	車	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	任	-	-	-	-
その他の	他	4,523	-	5,788	-
(ペット保険)	(保)	(4,523)	-	(5,788)	-
合計	計	4,523	-	5,788	-

(注) 元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものであります。

正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度			2018年度		
			構成比	増減率		構成比	増減率
火災	災	-	-	-	-	-	-
海上	上	-	-	-	-	-	-
傷害	害	-	-	-	-	-	-
自動車	車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	任	-	-	-	-	-	-
その他の	他	4,523	100.0%	24.7%	5,788	100.0%	28.0%
(ペット保険)	(保)	(4,523)	(100.0%)	(24.7%)	(5,788)	(100.0%)	(28.0%)
合計	計	4,523	100.0%	24.7%	5,788	100.0%	28.0%

(注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものであります。

受再正味保険金及び回収再保険金の額・・・該当事項はありません。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

種目	年度	2017年度			2018年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	災	-	-	-	-	-	-
海上	上	-	-	-	-	-	-
傷害	害	-	-	-	-	-	-
自動車	車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	任	-	-	-	-	-	-
その他の	他	39.9%	48.0%	87.9%	42.4%	46.4%	88.8%
(ペット保険)	(保)	(39.9%)	(48.0%)	(87.9%)	(42.4%)	(46.4%)	(88.8%)
合計	計	39.9%	48.0%	87.9%	42.4%	46.4%	88.8%

- (注) 1 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2 正味事業費率 = (諸手数料 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

種目	年度	2017年度			2018年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	災	-	-	-	-	-	-
海上	上	-	-	-	-	-	-
自動車	車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	責任	-	-	-	-	-	-
その他 (ペット保険)	他	43.1% (43.1%)	50.1% (50.1%)	93.3% (93.3%)	45.5% (45.5%)	48.6% (48.6%)	94.1% (94.1%)
合計	計	43.1%	50.1%	93.3%	45.5%	48.6%	94.1%

- (注) 1 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しております。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2017年度	2018年度
国内契約	100.0%	100.0%
海外契約	-	-

(注) 収入保険料 (元受正味保険料) について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

出再を行った再保険者の数 該当事項はありません。

出再保険料の上位5社の割合 該当事項はありません。

出再保険料の格付ごとの割合 該当事項はありません。

未収再保険金の額 該当事項はありません。

契約者配当金の額 該当事項はありません。

支払備金

(単位: 百万円)

種目	年度	2017年度	2018年度
火災	災	-	-
海上	上	-	-
自動車	車	-	-
自動車損害賠償責任	責任	-	-
その他 (ペット保険)	他	794 (794)	963 (963)
合計	計	794	963

責任準備金

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度	2018年度
火災	災	-	-
海上	上	-	-
傷害	害	-	-
自動車	車	-	-
自動車損害賠償責任	責任	-	-
その他の	他	4,766	6,056
(ペット保険)	(保険)	(4,766)	(6,056)
合計	計	4,766	6,056

責任準備金積立水準

当社が取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率の記載はしていません。

引当金明細表

2017年度

(単位：百万円)

区分	2016年度末	2017年度	2017年度減少額		2017年度末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	5	1	-	5
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
	計	5	1	-	5
賞与引当金	174	100	161	12	100
役員賞与引当金	16	-	10	5	-
価格変動準備金	1	2	-	-	3

2018年度

(単位：百万円)

区分	2017年度末	2018年度	2018年度減少額		2018年度末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	1	0	-	0
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
	計	1	0	-	0
賞与引当金	100	252	213	12	126
役員賞与引当金	-	30	-	-	30
株主優待引当金	-	4	-	-	4
価格変動準備金	3	3	-	-	7

貸付金償却の額・・・該当事項はありません。

資本金等明細表

純資産の変動については、P.59の「株主資本等変動計算書」をご参照ください。

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<p>○増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</p> <p>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</p> <p>○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</p> <p>○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</p>	
経常利益の減少額	2017年度	116百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 ー百万円
	2018年度	141百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 ー百万円

事業費

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度	2018年度
人件費		1,925	2,311
物件費		3,042	3,279
税金		98	126
拠出金		－	－
負担金		0	0
諸手数料及び集金費		1,146	1,658
合計		6,214	7,376

- (注) 1 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額であります。
 2 拠出金は、火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金であります。
 3 負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金であります。

資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度		2018年度	
			構成比		構成比
預貯金		4,666	50.4%	5,035	37.1%
コールローン		-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-
有価証券		2,160	23.4%	3,566	26.3%
貸付金		25	0.3%	119	0.9%
土地・建物		29	0.3%	46	0.3%
運用資産計		6,881	74.4%	8,768	64.6%
総資産		9,250	100.0%	13,574	100.0%

利息配当収入の額及び運用利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度		2018年度	
			利回り		利回り
預貯金		1	0.0%	3	0.1%
コールローン		-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-
有価証券		28	2.1%	56	1.7%
貸付金		0	1.6%	0	1.6%
土地・建物		-	-	-	-
小計		30	0.5%	60	0.7%
その他		-	-	-	-
合計		30	-	60	-

- (注) 1 利回りは、収入金額÷平均運用額で算出しております。
 2 収入金額は、損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額であります。
 3 平均運用額は各月残高の平均に基づいて算出しております。

海外投融資残高及び構成比・・・・・・・・該当事項はありません。

海外投融資利回り・・・・・・・・該当事項はありません。

商品有価証券の平均残高及び売買高・・・・・・・・該当事項はありません。

保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度		2018年度	
			構成比		構成比
国	債	-	-	-	-
地	債	-	-	-	-
社	債	303	14.1%	616	17.3%
株	式	-	-	164	4.6%
外	国	200	9.3%	238	6.7%
そ	の	1,656	76.7%	2,547	71.4%
合	計	2,160	100.0%	3,566	100.0%

保有有価証券利回り

区分	年度	2017年度		2018年度	
公	社		0.8%		1.0%
株	式		-		0.7%
外	国		1.0%		△3.8%
そ	の		4.1%		2.0%
合	計		3.5%		1.3%

有価証券の種類別の残存期間別残高 2017年度

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
		国	債	-	-	-	-	
地	方	-	-	-	-	-	-	
社	債	-	-	-	-	100	203	303
株	式	-	-	-	-	-	-	
外	国	-	-	-	-	-	200	200
そ	の	-	-	100	-	-	1,556	1,656
合	計	-	-	100	-	100	1,960	2,160

2018年度

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
		国	債	-	-	-	-	
地	方	-	-	-	-	-	-	
社	債	-	-	-	111	100	405	616
株	式	-	-	-	-	-	164	164
外	国	-	38	-	-	-	200	238
そ	の	-	-	-	-	-	2,547	2,547
合	計	-	38	-	111	100	3,317	3,566

業種別保有株式の額・・・・・・該当事項はありません。

貸付金の残存期間別の残高

2017年度

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
固定金利		13	12	-	-	-	-	25
変動金利		-	-	-	-	-	-	-
合計		13	12	-	-	-	-	25

2018年度

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
固定金利		11	108	-	-	-	-	119
変動金利		-	-	-	-	-	-	-
合計		11	108	-	-	-	-	119

担保別貸付金残高及び構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度		2018年度	
			構成比		構成比
その他		25	100.0%	119	100.0%
一般貸付計		25	100.0%	119	100.0%
約款貸付		-	-	-	-
合計		25	100.0%	119	100.0%

使途別の貸付金残高及び構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度		2018年度	
			構成比		構成比
設備資金		-	-	-	-
運転資金		25	100.0%	119	100.0%
合計		25	100.0%	119	100.0%

業種別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度		2018年度	
			構成比		構成比
卸売業・小売業		-	-	100	83.4%
その他の (うち個人住宅・ 消費者ローン)		25 (-)	100.0% (-)	19 (-)	16.6% (-)
一般貸付計		25	100.0%	119	100.0%
約款貸付		-	-	-	-
合計		25	100.0%	119	100.0%

規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度		2018年度	
			構成比		構成比
大企業	業	-	-	-	-
中堅企業	業	-	-	-	-
中小企業	業	-	-	100	83.4%
その他		25	100.0%	19	16.6%
一般貸付計		25	100.0%	119	100.0%

- (注) 1 大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。
 2 中堅企業とは、1の「大企業」及び3の「中小企業」以外の企業をいいます。
 3 中小企業とは、資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)
 4 その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等をいいます。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度	2018年度
		土地	-
営業用	-	-	
賃貸用	-	-	
建物	29	46	
営業用	29	46	
賃貸用	-	-	
建設仮勘定	-	-	
営業用	-	-	
賃貸用	-	-	
合計	29	46	
営業用	29	46	
賃貸用	-	-	
その他の有形固定資産	123	186	
有形固定資産合計	153	232	

特別勘定資産・同残高・同運用収支・・・・・・・・該当事項はありません。

責任準備金の残高内訳

(単位：百万円)

年度 種目	2017年度						2018年度					
	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻 積立金	契約者 配当 準備金等	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻 積立金	契約者 配当 準備金等	合計
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他 (ペット保険)	3,018 (3,018)	1,748 (1,748)	-	-	-	4,766 (4,766)	3,832 (3,832)	2,223 (2,223)	-	-	-	6,056 (6,056)
合計	3,018	1,748	-	-	-	4,766	3,832	2,223	-	-	-	6,056

期首時点支払備金（見積額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
2014年度	268	346	6	△84
2015年度	366	446	12	△93
2016年度	470	579	18	△127
2017年度	632	700	26	△94
2018年度	794	865	17	△88

- (注) 1 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険・・・該当事項はありません。

傷害保険・・・該当事項はありません。

賠償責任保険・・・該当事項はありません。

直近の2事業年度における財産の状況

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度	2018年度
		(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
		金額	金額
(資産の部)			
現金及び預貯金		4,666	5,035
現金		0	0
預貯金		4,666	5,035
有価証券		2,160	3,566
社債		303	616
株式		-	164
外国証券		200	238
その他の証券		1,656	2,547
貸付金		25	119
一般貸付		25	119
有形固定資産		153	232
建物（純額）		29	46
その他の有形固定資産（純額）		123	186
無形固定資産		346	1,312
ソフトウェア		54	60
ソフトウェア仮勘定		292	1,252
その他の無形固定資産		0	0
その他資産		1,814	2,472
未収保険料		723	906
未収金		735	888
未収収益		5	10
預託金		182	271
仮払金		115	284
その他の資産		52	111
繰延税金資産		84	834
貸倒引当金		△1	△1
資産の部合計		9,250	13,574
(負債の部)			
保険契約準備金		5,560	7,019
支払備金		794	963
責任準備金		4,766	6,056
その他負債		682	1,049
未払法人税等		51	384
預り金		43	43
未払金		552	592
仮受金		0	0
リース債務		35	29
賞与引当金		100	126
役員賞与引当金		-	30
株主優待引当金		-	4
特別法上の準備金		3	7
価格変動準備金		3	7
負債の部合計		6,347	8,237
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		3,315	4,097
資本剰余金			
資本準備金		3,028	3,811
資本剰余金合計		3,028	3,811
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△3,437	△2,586
利益剰余金合計		△3,437	△2,586
株主資本合計		2,906	5,322
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△3	14
評価・換算差額等合計		△3	14
純資産の部合計		2,902	5,336
負債及び純資産の部合計		9,250	13,574

<貸借対照表の注記> (2018年度)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

197百万円

2. 貸付金のうち、破綻先債権等の金額は次のとおりであります。

破綻先債権額	－百万円
延滞債権額	－百万円
3か月以上延滞債権額	－百万円
貸付条件緩和債権額	0百万円
合計	0百万円

(注)破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

3. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、 （ロ）に掲げる保険を除く）	963百万円
同上に係る出再支払備金	－百万円
差引（イ）	963百万円
地震保険および自動車損害賠償責任 保険に係る支払備金（ロ）	－百万円
計（イ＋ロ）	963百万円

4. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準 備金控除前）	3,832百万円
同上に係る出再責任準備金	－百万円
差引（イ）	3,832百万円
その他の責任準備金（ロ）	2,223百万円
計（イ＋ロ）	6,056百万円

損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度	2018年度
		(2017年4月1日から2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
経常収益		12,268	14,941
保険引受収益		12,212	14,831
正味収入保険料		12,212	14,831
資産運用収益		50	60
利息及び配当金収入		30	60
有価証券売却益		19	0
その他経常収益		6	49
経常費用		11,706	14,643
保険引受費用		6,983	9,398
正味支払保険金		4,523	5,788
損害調査費		354	493
諸手数料及び集金費		1,146	1,658
支払備金繰入額		162	168
責任準備金繰入額		796	1,289
資産運用費用		-	15
有価証券売却損		-	1
為替差損		-	2
その他運用費用		-	11
営業費及び一般管理費		4,713	5,224
その他経常費用		9	4
支払利息		0	0
貸倒引当金繰入額		△3	0
その他の経常費用		12	3
経常利益		561	297
特別利益		-	170
受取和解金		-	170
特別損失		258	3
固定資産処分損		256	-
特別法上の準備金繰入額		2	3
価格変動準備金繰入額		2	3
税引前当期純利益		303	464
法人税及び住民税		77	348
過年度法人税等		-	28
法人税等調整額		193	△764
法人税等合計		271	△387
当期純利益		32	851

<損益計算書の注記> (2018年度)

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	14,831百万円
支払再保険料	－百万円
差引	14,831百万円

2. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	5,788百万円
回収再保険金	－百万円
差引	5,788百万円

3. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	1,658百万円
出再保険手数料	－百万円
差引	1,658百万円

4. 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、（口）に掲げる保険を除く）	168百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	－百万円
差引（イ）	168百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額（ロ）	－百万円
計（イ＋ロ）	168百万円

5. 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	814百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	－百万円
差引（イ）	814百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	475百万円
計（イ＋ロ）	1,289百万円

6. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	3百万円
有価証券利息・配当金	56百万円
貸付金利息	0百万円
計	60百万円

株主資本等変動計算書

2017年度

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	3,314	3,028	3,028	△3,470	△3,470	2,872	13	13	2,886
当期変動額									
新株の発行（新株予約権 の行使）	0	0	0			1			1
当期純利益				32	32	32			32
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							△17	△17	△17
当期変動額合計	0	0	0	32	32	33	△17	△17	16
当期末残高	3,315	3,028	3,028	△3,437	△3,437	2,906	△3	△3	2,902

2018年度

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	3,315	3,028	3,028	△3,437	△3,437	2,906	△3	△3	2,902
当期変動額									
新株の発行	724	724	724			1,449			1,449
新株の発行（新株予約権 の行使）	22	22	22			44			44
新株の発行（譲渡制限付 株式報酬）	35	35	35			71			71
当期純利益				851	851	851			851
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							17	17	17
当期変動額合計	782	782	782	851	851	2,416	17	17	2,433
当期末残高	4,097	3,811	3,811	△2,586	△2,586	5,322	14	14	5,336

<株主資本等変動計算書の注記> (2018年度)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	4,697	638	—	5,335
合計	4,697	638	—	5,335
自己株式				
普通株式	—	0	—	0
合計	—	0	—	0

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加638千株は、公募による新株の発行による増加450千株、第三者割当による新株の発行による増加102千株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加68千株、譲渡制限付株式報酬による新株の発行による増加17千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、譲渡制限付株式につき譲渡制限が解除されなかった株式の無償取得による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度 末残高 (百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度期末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	—	

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類、数は（ストック・オプション等関係）に記載しております。

2. スtock・オプション付時における当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項 該当事項はありません。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度	2018年度
		(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		303	464
減価償却費		70	89
株式報酬費用		—	34
雑損失		—	1
支払備金の増減額 (△は減少)		162	168
責任準備金の増減額 (△は減少)		796	1,289
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△3	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)		△74	26
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)		△16	30
株主優待引当金の増減額 (△は減少)		—	4
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		2	3
利息及び配当金収入		△30	△60
有価証券関係損益 (△は益)		△19	13
支払利息		0	0
為替差損益 (△は益)		—	2
受取和解金		—	△170
有形固定資産関係損益 (△は益)		259	0
その他資産 (除く投資活動関連、 財務活動関連) の増減額 (△は増加)		△229	△526
その他負債 (除く投資活動関連、 財務活動関連) の増減額 (△は減少)		221	△11
小計		1,443	1,361
利息及び配当金の受取額		21	53
利息の支払額		△0	△0
和解金の受取額		—	170
法人税等の支払額		△161	△55
法人税等の還付額		0	—
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,304	1,529
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)		△100	594
有価証券の取得による支出		△1,624	△1,387
有価証券の売却・償還による収入		150	4
貸付けによる支出		△26	△112
貸付金の回収による収入		9	17
資産運用活動計		△1,591	△883
営業活動及び資産運用活動計		△287	645
有形固定資産の取得による支出		△58	△144
無形固定資産の取得による支出		△194	△922
預託金の差入による支出		△3	△98
預託金の回収による収入		0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,846	△2,048
財務活動によるキャッシュ・フロー			
新株の発行による収入		—	1,449
新株予約権の行使による株式の発行による収入		1	44
リース債務の返済による支出		△5	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー		△4	1,484
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△547	964
現金及び現金同等物の期首残高		3,513	2,966
現金及び現金同等物の期末残高		2,966	3,931

<キャッシュ・フロー計算書の注記> (2018年度)

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	5,035百万円
有価証券	3,566百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	△1,104百万円
現金同等物以外の有価証券	△3,566百万円
現金及び現金同等物	3,931百万円

- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

<注記事項> (2018年度)

<重要な会計方針>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

その他の有形固定資産 4年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づいて、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

<金融商品関係>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険業を営んでおり、お客さまから保険料として収受した資金等を運用資金としております。そのため、運用資産の安全性及び流動性に留意し、投資にあたっては、許容できるリスクの範囲内で幅広い分散投資を行い、財務の健全性を維持したうえで安定した運用収益の獲得に取り組んでおります。こうした取り組みによる市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクに対しては、当社の資産運用リスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主に預貯金、有価証券、保険料の未収債権であり、以下のリスクに晒されております。

預貯金は、主として普通預金及び定期預金であり、預入先の信用リスクや予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる資金繰りリスクに晒されております。また、預貯金の一部はデリバティブ内包型預金であり、満期日において元本金額が全額支払われる安全性が高い金融商品であります。当該契約は金利の変動リスクを内包しております。

有価証券は、主として投資信託であり、発行体の信用リスク、金利・株価・為替等の相場変動による市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクに晒されております。

未収保険料及び未収金は、お客さま及び収納代行会社等の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義や管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程を取締役会で定め、これらの方針・規程に基づくリスク管理体制の下、取引執行部門と事務管理部門を明確に分離し、相互牽制が機能する体制を整えております。また、関係役職員から構成される財務管理委員会が定期的に資産運用状況のモニタリングを行うことで、組織横断的なリスク管理を行っております。

上記に加え、個別に以下のリスク管理を行っております。

① 信用リスク

預貯金及び有価証券については、資産運用リスク管理規程に基づきリスク・リミットを設け、預入先を格付の高い金融機関や発行体に限定するとともに、特定与信先への集中を避けることによりリスクをコントロールしております。

未収保険料及び未収金については、資産の自己査定及び償却・引当規程等に基づき、期日管理及び残高管理を行うことによりリスクをコントロールしております。

② 市場リスク

有価証券の市場リスクについては、取締役会において定めたリスク・リミットの遵守状況を定期的に検証し、適切にリスクをコントロールしております。また、預貯金の一部であるデリバティブ内包型預金の金利の変動リスクについては、定期的に時価を把握する体制をとっております。

③ 流動性リスク

流動性リスクには、資金繰りリスクと市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクについては、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる態勢を構築しております。また、市場流動性リスクについては、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、キャッシュ・フローの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	5,035	5,031	△4
(2) 有価証券	3,412	3,412	—
(3) 未収保険料	906	906	—
(4) 未収金	888	888	—
資産計	10,242	10,238	△4

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預貯金、(3) 未収保険料、(4) 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。一部の預貯金はデリバティブ内包型預金であり、時価の算定は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は取引所の価格、公表されている基準価格又は資産運用会社から提示された基準価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
組合出資金	100
非上場株式	54

上記金融商品は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	4,835	—	—	200
有価証券	—	50	209	—
未収保険料	906	—	—	—
未収金	888	—	—	—
合計	6,630	50	209	200

<退職給付関係>

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、キャッシュ・バランス・プラン型の確定給付企業年金制度を採用しております。

当社は、複数事業主制度による企業年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に処理しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に処理する、企業年金基金制度への要拠出額は32百万円であります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

(単位：百万円)

年金資産の額	21,613
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	20,978
差引額	634

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合

0.31%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の別途積立金434百万円及び当年度剰余金199百万円であります。

また、上記(2)の割合は、当社の実際の負担割合とは一致しません。

なお、上記については財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点の情報に基づき作成しております。

<ストック・オプション等関係>

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2009年ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)	2010年ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 当社従業員 1名 29名	当社取締役 当社従業員 1名 28名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 7,730株	普通株式 6,130株
付与日	2009年7月1日	2010年7月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2009年7月2日から 2019年6月30日まで	2010年7月2日から 2020年6月28日まで

	2016年ストック・オプション 第11回新株予約権 (い)	2016年ストック・オプション 第11回新株予約権 (ろ)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 当社従業員 3名 31名	当社取締役 当社従業員 1名 17名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 227,500株	普通株式 20,500株
付与日	2016年5月27日	2017年2月24日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年5月28日から 2026年3月23日まで	2019年2月25日から 2026年3月23日まで

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。
2. 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	2009年ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)	2010年ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	940	1,320
権利確定	-	-
権利行使	650	740
失効	-	-
未行使残	290	580

	2016年ストック・オプション 第11回新株予約権 (い)	2016年ストック・オプション 第11回新株予約権 (ろ)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	219,000	20,000
付与	-	-
失効	9,250	-
権利確定	109,500	10,000
未確定残	100,250	10,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	109,500	10,000
権利行使	63,150	3,750
失効	-	-
未行使残	46,350	6,250

② 単価情報

	2009年ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)	2010年ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)
権利行使価格 (円)	913	913
行使時平均株価 (円)	3,976	4,018
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	2016年ストック・オプション 第11回新株予約権 (い)	2016年ストック・オプション 第11回新株予約権 (ろ)
権利行使価格 (円)	640	640
行使時平均株価 (円)	4,353	3,988
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2011年9月16日付及び2016年3月31日付で第三者割当増資による新株式の発行を行っております。これにより2009年ストック・オプション及び2010年ストック・オプションについて、権利行使価格が調整されております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
 ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

560百万円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

251百万円

<税効果会計関係>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	0百万円
事業税	12百万円
普通責任準備金	83百万円
異常危険準備金	622百万円
賞与引当金	35百万円
役員賞与引当金	8百万円
減価償却費	6百万円
税務上の繰延資産	34百万円
その他	59百万円

繰延税金資産小計 863百万円

評価性引当額 (注) △10百万円

繰延税金資産合計 853百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △18百万円

繰延税金負債合計 △18百万円

繰延税金資産の純額 834百万円

(注) 税効果会計における企業分類の変更等によるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	28.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2%
住民税均等割	3.8%
所得拡大促進税制の特別控除額	△5.5%
評価性引当額の増減	△105.7%
税務調査等による影響額	△12.9%
過年度法人税等	6.2%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△83.4%</u>

<リース取引関係>

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	309百万円
1年超	652百万円
合計	<u>962百万円</u>

<1株当たり情報>

1株当たり純資産額 1,000円32銭

1株当たり当期純利益 161円99銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 157円12銭

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であったことから期中平均株価が把握できないため、記載していません。
 2. 当社は2018年4月25日付で東京証券取引所マザーズに上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算出してあります。
 3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
 1株当たり当期純利益
 当期純利益 851百万円
 普通株主に帰属しない金額 - 百万円
 普通株式に係る当期純利益 851百万円
 普通株式の期中平均株式数 5,253千株
 潜在株式調整後1株当たり当期純利益
 当期純利益調整額 - 百万円
 普通株式増加数 162千株
 (うち新株予約権) (162千株)
 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 -

<重要な後発事象>

該当事項はありません。

リスク管理債権

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度	2018年度
破綻先債権		-	-
延滞債権		-	-
3か月以上延滞債権		0	-
貸付条件緩和債権		0	0
合計		0	0

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度	2018年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		-	-
危険債権		-	-
要管理債権		0	0
正常債権		24	119
合計		25	119

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。））及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く。））であります。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区別される債権であります。

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

区分	2017年度	2018年度
(A) ソルベンシー・マージン総額	4,659	7,584
資本金又は基金等	2,906	5,322
価格変動準備金	3	7
危険準備金	—	—
異常危険準備金	1,748	2,223
一般貸倒引当金	1	1
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	2	30
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	3,272	3,976
一般保険リスク (R ₁)	3,156	3,826
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	—	—
資産運用リスク (R ₄)	285	419
経営管理リスク (R ₅)	103	127
巨大災害リスク (R ₆)	—	—
(C) ソルベンシー・マージン比率 (%) [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	284.8	381.4

（注）「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（単体ソルベンシー・マージン）及び第87条（単体リスク）並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の（B））に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（上表の（C））であります。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。
 - ①保険引受上の危険（一般保険リスク）（第三分野保険の保険リスク）
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
 - ②予定利率上の危険（予定利率リスク）
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険（資産運用リスク）
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険（経営管理リスク）
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のも
 - ⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）
通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- 「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

時価情報等（取得価額または契約価額、時価および評価損益）

有価証券

1. 売買目的有価証券・・・該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券・・・該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式・・・該当事項はありません。
4. その他有価証券

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度			2018年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	202	200	2	515	509	5
	株式	-	-	-	12	11	0
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他	903	886	17	1,757	1,695	61
	小計	1,105	1,086	19	2,284	2,217	67
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	101	102	△0	101	102	△0
	株式	-	-	-	98	110	△12
	外国証券	200	200	-	238	250	△11
	その他	753	770	△17	690	711	△21
	小計	1,054	1,072	△17	1,128	1,174	△46
合	計	2,160	2,158	2	3,412	3,391	21

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めていない。

5. 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	2017年度			2018年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-	2	0	1
その他	151	19	-	-	-	-
合	151	19	-	2	0	1

金銭の信託・・・該当事項はありません。

デリバティブ取引

(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)・・・該当事項はありません。

保険業法に規定する金融等デリバティブ取引・・・該当事項はありません。

先物外国為替取引・・・該当事項はありません。

有価証券関連デリバティブ取引(次項に掲げるものを除く。)・・・該当事項はありません。

金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、
外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引・・・該当事項はありません。

その他

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

損害保険をより深く理解していただくために

損害保険の仕組み

損害保険制度

損害保険とは、保険契約のうち、保険会社が一定の偶然的事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、これに対して保険契約者がその事故の発生の可能性に応じて保険料を支払うことを約束する契約です。保険制度の目的は、多数のご契約者の皆さまの間で相互にリスクを分散し、偶然的事故による損失を経済的に補償することにより個人生活や企業経営の安定を促進させることにあります。

損害保険契約の性格

損害保険契約は、当事者、つまり保険契約者と保険会社双方の合意によって成立する有償・双務、不要式の諾成契約です。しかし、多数のご契約を迅速・正確に引き受け、後日契約内容をきちんと確認できるようにするために、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社は契約締結の証として、保険証券等を作成・交付します。

再保険

再保険とは、「保険会社が引き受けた危険の一部を他の保険会社に転嫁する」保険会社間の保険契約をいいます。

保険会社はお客さまのために常に安定的、合理的な経営を行い、保険金の支払いに十分に備える必要があります。しかし、非常に多数の契約を引き受けることにより、数多くの危険を抱えることにもなります。このため、保険会社は引き受けた保険契約に基づく保険責任の一部を他の保険会社に転嫁し、また相互に交換することにより危険の平均化、分散化を図っています。この仕組みを再保険といいます。

※当社では再保険制度は活用していません。

約款について

約款の位置づけ

保険契約の内容は、普通保険約款と特約に基づいており、さらに保険契約申込書に記載された内容（例えば、保険金の支払限度、適用保険料の決定）は、個々の保険契約の具体的な内容として保険契約者および保険会社双方を拘束するものとなります。

約款等に関する情報提供方法

当社は、ご契約にあたってよく理解していただく必要のある内容について、普通保険約款と特約の内容をわかりやすくご説明するための「パンフレット」や「ご契約のしおり」、「契約概要」と「注意喚起情報」等を記載した重要事項説明書を作成し、お客さまからの資料請求に対して迅速に対応しています。また、ホームページに普通保険約款と特約を開示し、お客さまの利便性向上にも努めています。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

保険契約の内容をよくご確認ください

当社では、商品内容の重要な点をわかりやすく説明した「重要事項説明書」や「パンフレット」、「ご契約のしおり」をお客さまに提供することにより、ご契約内容について正確にご理解いただけるよう努めています。

また、当社は、申込書にて意向確認を行うことにより、ご契約内容がお客さまのご意向、状況に応じた内容となっていることを契約締結時にあわせてご確認ください。

申込書は正確にご記入ください

申込書にご記入の際は、記載内容を確認し、告知事項、ご加入のペットの年齢や品種等について正しく記入していただく必要があります。申込書に記載された事項は、ご契約者さまと当社の双方を拘束するものとなります。したがって、ご記入していただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできない場合もありますので、契約締結時に十分ご確認ください。これがとても重要になります。

保険料

保険料の収受・返戻

保険料は、口座振替やクレジットカードによりお支払いいただけます。

保険料は原則としてご契約と同時に お支払いいただくことになっています（これを「保険料即収の原則」といいます）。そのため、保険のお申込みをいただき、保険期間が始まって、保険料をお支払いいただく前に生じた保険事故については保険料をお支払いいただくまで保険金のお支払いはできません。

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じた場合は、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険料を約款の規定にしたがい返還します。ただし、返還できない場合もありますので、約款等をご確認ください。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が主務官庁である金融庁から認可取得を行い適用しています。

なお、保険料は、純保険料（保険金の支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営や募集の経費に充てられる部分）で構成されています。

勧誘方針

当社では適正な金融商品の販売・勧誘に努めるため、以下のとおり勧誘方針を定めています。

勧誘方針

- 1 損害保険商品（以下「保険商品」といいます。）の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律その他の関係法令等を守り、適正な保険商品の販売に努めてまいります。
- 2 保険商品の販売にあたっては、お客さまに保険商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の習得、研鑽に励み、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- 3 お客さまの保険商品に関する知識、ご加入目的、財産の状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った保険商品をご選択いただけるよう努めてまいります。
- 4 保険商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間、場所等について十分配慮するよう努めてまいります。
- 5 お客さまに関する情報は業務上で必要な範囲で公正に収集・使用するとともに、厳重に管理する等、適正に取扱います。
- 6 万一保険事故が発生した場合の保険金のお支払につきましては、ご契約の内容に従い、迅速、的確に手続が行われるよう努めてまいります。
- 7 お客さまのご意見、ご要望等をお聞きし、保険商品の開発・ご提供の参考にさせていただくとともに、適正な営業活動に役立たせていただくよう努めてまいります。

損害保険用語の解説

【解約返れい金】

保険契約を解約した場合に、保険契約者に返れいする保険料のことです。保険の種類や契約方式により、返れい金の有無や金額は異なります。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などの場合の解除は保険始期まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生じるように規定しています。

【契約の失効】

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えばペットが亡くなった場合は保険契約は失効となります。

【告知義務】

保険契約の申込みの際に保険会社に対して重要な事実を申し出、または不実を申し出ない義務をいいます。この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が無効となったり、解除されることがあります。

【事業費】

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称したものです。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払のために積み立てる準備金のことです。

【責任準備金】

将来の保険金支払などの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」などの種類があります。

【損害率】

収入保険料に対する支払保険金の割合のことです。保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

【そんぽADRセンター】

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会が設置する損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織。損害保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛争解決手続きを行います。

【通知義務】

保険期間中、保険会社があらかじめ定めた事項に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡する義務をいいます。故意または重過失によって遅滞なく通知しなかった場合は、保険契約が解除されたり、保険金が支払われないことがあります。

【被保険者】

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

【被保険利益】

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするので、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険金を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。

【保険金】

保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

【保険金額】

保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

【保険契約者】

保険会社に対し保険契約の申込みをする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。保険契約者が同時に被保険者となる場合もあり、他人が被保険者となる場合もあります。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金支払などの責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

【保険契約申込書】

保険契約の申込みをする際に保険契約者が記入・自署し、保険会社に提出する所定の書類等のことです。

【保険事故】

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する書面をいいます。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額等について記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約すべてに共通の契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約）とがあります。

【保険料】

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。

【免責】

保険金が支払われない契約上の事由のことです。保険会社は、保険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」等として記載されています。

【免責金額】

一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことです。免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式があります。

店舗所在地一覽

(2019年7月1日現在)



♥ ipet アイペット損害保険株式会社 本社

〒106-0032

東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル

TEL : (03) 5574-8610 (代表)

FAX : (03) 5574-8431 (代表)

高松支店
〒760-0024
香川県高松市兵庫町8番1号
高松兵庫町ビル3階
TEL : (087) 822-5011
FAX : (087) 822-5012

広島支店
〒720-0811
広島県福山市紅葉町1番1号
福山ちゅうぎんビル5階
TEL : (084) 973-2812
FAX : (084) 973-2814

福岡支店
〒812-0013
福岡県福岡市博多区
博多駅東二丁目17番5号
A.R.Kビル4階
TEL : (092) 437-3670
FAX : (092) 481-9310

鹿児島支店
〒892-0846
鹿児島県鹿児島市加治屋町12番7号
鹿児島加治屋町ビル8階
TEL : (099) 805-7080
FAX : (099) 805-7081

福岡支店 沖縄営業所 (2019年8月開設予定)
〒900-0014
沖縄県那覇市松尾一丁目10番24号
ホークシティ那覇ビル1階

札幌支店
〒063-0801
北海道札幌市西区二十四軒一条一丁目1番12号
北洋ビル3階
TEL : (011) 633-9600
FAX : (011) 633-9601

富山支店 新潟営業所
〒940-0062
新潟県長岡市大手通二丁目5
フェニックス大手ウエスト103号室

富山支店
〒930-0094
富山県富山市安住町
2番14号
北日本スクエアビル5階
TEL : (076) 431-5080
FAX : (076) 431-5082

仙台支店
〒983-0852
宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目2番11号
仙台KSビル7階
TEL : (022) 205-4613
FAX : (022) 205-4171

東日本営業部
〒106-0032
東京都港区六本木一丁目8番7号
MFPR六本木麻布台ビル
TEL : (03) 5574-8612
FAX : (03) 5574-8432

西日本営業部
〒532-0003
大阪府大阪市淀川区宮原四丁目1番9号
新大阪フロントビル8階
TEL : (06) 6394-9811
FAX : (06) 6394-9813

中日本営業部
〒451-0045
愛知県名古屋市中区名駅二丁目27番8号
名古屋プライムセントラルタワー18階
TEL : (052) 586-7702
FAX : (052) 586-7701

仙台支店 青森営業所
〒030-0862
青森県青森市古川一丁目10番13号
AQUA古川1丁目ビル

青森事務センター第1オフィス
〒030-0862
青森県青森市古川一丁目10番13号
AQUA古川1丁目ビル

青森事務センター第2オフィス
〒030-0861
青森県青森市長島二丁目19番1号
青森東京海上日動ビルディング

宇都宮支店
〒320-0811
栃木県宇都宮市大通り
一丁目4番24号
MSCビル5階
TEL : (028) 600-3141
FAX : (028) 600-3142

海外ネットワーク

該当事項はありません。



アイペット損害保険株式会社

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル TEL(代表) 03-5574-8610